

第二十四回 参議院内閣委員会會議録 第四十八号

昭和三十一年五月二十一日(月曜日)午前十時三十四分開会

委員の異動

五月二十日委員西郷吉之助君辞任につき、その補欠として佐野廣君を議長において指名した。

五月二十一日委員佐野廣君、井上知治君及び菊川孝夫君辞任につき、その補欠として西郷吉之助君、佐藤清一郎君及び亀田得治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 青木 一男君
理事 野本 品吉君
宮田 重文君
島村 軍次君

委員

青柳 秀夫君
井上 清一君
木島 虎蔵君
木村篤太郎君
西郷吉之助君
佐藤清一郎君
江田 三郎君
亀田 得治君
田畑 金光君
永岡 光治君
松浦 清一君
吉田 法晴君
廣瀬 久忠君
堀 眞琴君

國務大臣

國務大臣 倉石 忠雄君
國務大臣 船田 中君

政府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君
内閣総理大臣 賀屋 正雄君
官房審議室長 丸山 信君
調達庁次長 大石 孝章君
調達庁不
動産部長 永山 忠則君
防衛事務次官 増原 恵吉君
防衛庁次長 門叶 宗雄君
防衛庁長 林 一夫君
防衛庁防衛局長 都村新次郎君
防衛庁教育局 加藤 陽三君
防衛庁人事局長 北島 武雄君
防衛庁経理局長 小山 雄二君
防衛庁整備局長 杉田正三郎君
防衛庁側
常任委員 会専門員

本日の会議に付した案件
○国防会議の構成等に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○国防の防衛に関する調査の件
(基地問題に関する件)

○委員長(青木一男君) これより内閣委員会を開きます。
委員変更について御通知いたします。

五月十九日、館哲三君、佐藤清一郎君が辞任されました。その補欠に西郷吉之助君、青柳秀夫君が選任されました。五月二十日、西郷吉之助君が辞任されました。その補欠に佐野廣君が選任されました。五月二十一日、佐野廣君、井上知治君が辞任されました。その補欠に西郷吉之助君、佐藤清一郎君が選任されました。

の補欠に西郷吉之助君、佐藤清一郎君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 国防会議の構成等に関する法律案を議題といたします。

○田畑金光君 大臣にお伺いいたしますが、国防会議の構成の問題で最初にお尋ねしたいことは、当初、二十二国会に当時の内閣が提案されました国防会議の構成については民間人を五名以内に入れる、こういうことになっていて、この法律案が出されるまでにもいろいろと与党あるいは閣内において入れ替わきである、あるいははずすべきである等々の議論が繰り返されて参ったわけですが、たとえば二月十日に与党の岸幹事長、石井総務会長、戸田均、木村篤太郎、根本官房長官、こういう方々が相談されたときには、民間人を加えないで、二十二国会の衆議院修正案でいくことが決定になった。ところがその後、自民党の政調会の国防部会等においては参議院という形で加える。こういう意見も出て参っているわけですが、さらにまたその後参議院というような名前ではおかしい。顧問にしよう、まあこういうふうなわけで折衝曲折を経て党内でなかなかまとまりがつかず、ついに総裁裁断という事で、前国会の修正案に落ちついたわけですが、われわれといたしましては、この国防会議の構成の中で特に問題として取り上げなければならぬことは、今

言った民間人を加えるか加えないか、この問題だと思っておりますが、どういうわけで民間人を加えなかったのか、これについてまず伺いたいと思っております。

○國務大臣(船田中君) 国防会議の構成につきましてはこの法案を作成する過程においては、ただいま田畑委員の仰せられたような党内においてもまた政府と党との関係におきまして、いろいろ議論のありましたことはこれは事実でございます。国防会議という相当国家施策として大きな問題でございますし、ことにまた審議をいたして参ります問題は国防の基本方針とかあるいは防衛出動の可否であるとかというような相当大きな問題を議論することになりますので、この国防会議の構成につきましては十分慎重に議論を戦わさせていただきます。現在に参りますように、現在提案いたしておりますようなものに落ちついたわけでございます。民間人を入れた方がいいという御議論にも相当理由はあると存じます。そこで民間人を入れる場合にはどういう形で入れる方がいいか、議員として入れるかあるいは参事とか、顧問とかあるいは参議院というような名前でも入れるか、いろいろ原案作成の過程におきましてはただいま御指摘のございましたような議論が戦わされたのでございしますが、しかし最後の決定になりましたときに、結局これは第二十二国会におきまして衆議院の修正を受けておることでもあり、そしてしかもそれが衆議院における多数によつて決定せられ、それが適當である、かように結論せられて、そしてこの原案を提出するという事になった次第でございます。

○田畑金光君 五名の閣僚で国防会議を構成する、総理大臣以下六名ということになるわけですが、現在の憲法の建前から申しまして、あるいは防衛庁設置法の建前、自衛隊法の建前からいたしまして、総理大臣が陸海空三軍の最高指揮官ということになるわけですが、またいまでもなく、憲法の建前から申しまして総理大臣が閣僚の任免権を持つ、こうなつて参りますと、政治の建前からいって、総理大臣の権限が非常に強大である。従つて強大な権限の集中化ということに対する何らかの調整をはかるということが大事だろうと考へるんです。結局統帥権の問題とつながつてくると思つていますが、とにかくその問題は後刻また質問することにいたしまして。今申し上げますようにやはり総理大臣に過度に集中している権力というものを調整するためには、どうしても民間人等を入れておく、これが大事ではなからうかと、こう思ふんです。たとえば二十二国会のときも、鳩山総理大臣はこういうことを言っているんです。民間人を議員の中に入れることが衆議院において削除されましたが、そのことに対しては質問いたしましたところ

が、一私はまあ民間人が入つていた方

がいいと思いましたが、とにかく国防会議というものの成立を必要と思いついて自由党の修正に応じましたけれども「云々、それから「五名以下の民間人を入れるということができなくなつた欠陥は、やはり民間人の意見を聞く必要があるから、ときどき民間人を呼びまして意見を聞くということによつて、その弊害を防ぐ」と、こういうふうに考えております」、こういうようなことを申されておるわけであります。この内閣はかつての自由党も加わり、新しい内閣である、しかも鳩山総裁あるいは総理のもとに指導を受けている、こういう建前から申し上げますと、前国会において衆議院でたとえ修正を受けたといつても、新たな角度に立つて今回の提案は与党内部においても、政府部内においても論議を進めてこられたと考えるわけですが、鳩山総理自身もはつきりと認めておる、もしこれが単に総理を議長として五名の閣僚で構成するとしたならばどこに特色があるか。前国会でつぶれたときに政府はどのような措置をとられたかといふと、防衛閣僚懇談会という形で防衛問題を取り扱つてこられたわけです。新たに法律によつてここに国防会議を持つていくことも無意味なことではないと考えるわけですが、この点について大臣の考え方と、今日までの経過について承わりたいと思います。

○國務大臣(船田中君) ただいま田畑委員の仰せられたごとくに、民間人を入れるという御議論にも相当私は理屈はあると思います。また鳩山総理大臣が第三十二国会におきまして答弁されたことも、その通り鳩山総理もお考えになつておられることと存じます。

しかし十分党内においても、あるいは内閣と党との話し合いにおきましても、それらの点を検討をいたし、慎重に審議いたしました結果、やはり先ほど申し上げましたように第二十二国会

において衆議院において修正可決された、この御意見を尊重するということは国防会議の構成として最も適當である、かような結論に達しましたので、この民間人を入れないという案を原案として提出ということになった次第でございます。しかしそれなら別に法律を作る必要はないじゃないかというふうな仰せでございますが、これは単に閣僚懇談会としてやって参りますものとは非常に違ひと存じます。すなわち法律の規定によつてはつきりこの国防會議というものが設けられますし、そしてそれには第二十二国会のときとは違ひまして、今度はとにかく事務局がこれにつきます。そしてなお、これはこの前の案にもございましたが、第六条の活用ということによりまして民間人の意見を聞くこともできるようになつておるのでございますし、そしてしかも単に閣僚懇談会というよりなことで、そのときどきに會議を開くのでなくして、十分關係閣僚が国防會議の議員としてこの国防問題、防衛生産等の問題について十分あらかじめ構想をもつて、そしてこの會議に臨むということになりますからして、従つて單純な閣僚懇談会とは意味の違つた、なお強力なものになるといふように考えられるのでありますして、やはりそういう点を考慮いたしましたときにおいては、法律をもつてこの国防會議の構成をきちんと定めて、そしてこの国防會議を設置することが適當である、また

それは防衛庁設置法の要求しているところでもございましたから、そこでこの国防会議の構成等に関する法律案を提出した、こういう次第であるわけでございます。

○田畑金光君 国防会議の取扱ひ、權限としては、まあ諮問機關として五つの事項があげられておりますが、国防の基本方針、防衛計画の大綱、あるいは防衛出動の可否、その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項、こうなつて参りますと、これは国防関係の予算等についても当然国防會議においていろいろ相談をする、また内閣総理大臣は国防予算等について国防會議に諮らなければならぬ、というふうなことになるわけかと思ひますが、そのようになるわけでありますかどうか。

さらにまた予算の編成と関連いたしまして、当然防衛分担金の問題等についても国防会議等に事前に諮つて政府は処理をする、こういうことになつて参ろうと思ふのです。今後防衛五カ年計画、あるいは六カ年計画が達成されまして、政府のいわゆる本格的な軍備が確立されて参りますならば、当然国防の国の政治に占める地位というものは、役割というものは非常に大きくなつてくると思ふのです。また国防予算が国の財政の中に占める率というものも大きくなつてきようと思ふのです。そういうことになつて参りますならば、当然防衛の予算、あるいは防衛分担金、こういうようなものも当然国防会議等に諮らなければならない、こういうことにならうと思ひますが、この点どういふことになりましょうか。

○國務大臣(船田中君)　ただいま田畑

委員の御指摘のありましたようなことは当然私は国防会議の議題になることと存じます。ただ最終決定をいたしますのは、言うまでもなくこれは閣議でございまして、その前提としての国防に関するあらゆる問題を大所高所から審議をし、そうして、原案を作成するというようなことになるかと存じます。しかしこれは国防会議はどこまでも諮問機関でございまして、最後の決定をするのはやはり内閣の閣議が最後の決定をするということになるかと存じます。

○田畑金光君　それには當然に最終決定
においては閣議を経なければならぬこと
とは、内閣法の建前から言つても、憲
法の建前から言つても当然のことだろ
うと思ふのです。ただしかし国防予算
とか、防衛分担金、このような重大な
国の財政のある意味においては骨格と
なるような問題が閣防会議において事
前に諮らなければならぬ、こうなつて
参りますと、非常に閣議の中におけ
るさらに閣議というような強大な役割
を持つというような危険性もあると、
こう思いますが、この点はどうチエツ
クするか、この点について伺いたいと
思ふのです。

さらにまた財政法の一部改正法律案が今回政府提案として出されておりますが、この財政法の一部改正法律案を見ますと、要するに予算關係會議というものを設けよう、こういうことになつてゐるわけです。この予算關係會議を見ますと、その構成は内閣総理大臣、大蔵大臣、經濟企画庁長官たる國務大臣、その他内閣総理大臣の指定する國務大臣二名以内、こういう予算關係會議というものを今回設けられることに政府は提案をいたしてゐるわけであ

か、防衛分担金については国防会議において一方においては名前は国防会議だけでも、実質は少数閣僚の会議なんです。要するに防衛関係の閣僚です。もう一つの面においては予算閣僚会議というものが設けられておる。この構成分子を見ましても、大体国防会議の構成になっておる大臣が主としてこれに当る、こうなつて参りますと、今度この予算閣僚会議というもの、国防会議というもののこれはどういふことになるのか、どう先になるのか、こういうような問題等も出てきようと思ふのです。これを一つ解明していただきたいと思ふのです。

○國務大臣(船田中君) 先ほど田畑委員のお話がありましたが、この防衛分担金の問題につきましては、これは別に国防会議の議題からはすさなければならぬということとはございせんけれども、しかしこれは大体すでに方針がきまつておりまして、日米間において本年一月末の日米共同声明によりまして、前年度に比較いたしまして防衛関係の費用の増強、増加した分の半分をこの防衛分担金から減らしていく、こういうことでございますから、こういうような問題について、特に国防会議ができたから、この問題を論議しなければならぬということにはならぬのじゃないかと思いますが、しかし議題を特にそれからはすさなければならぬというところはございません。防衛に関係するあらゆる問題につきまして大所高望するから議論をするということになると、たゞ今お話の予算関係の閣存します。ただ今お話の予算関係の閣僚懇談会とどういう関係になるか、こ

これは前後の關係から申しますと、むしろ国防會議の方が先になりまして、そうして防衛關係の予算がどれくらいというところが大体見当がつかまして、そしてこれを財政上どういうふうに盛り込んでいくか、あんばいするかどうか問題が予算關係の閣僚會議の議題になると、大体順序はそういうことになるのではなからうと存じます。もちろんその間の調整は十分お互いにとつていかなければならぬことでありまして、かつ国防會議の方の議題をどういうふうにするかということについては、特にこれを制限するという考え方は持つておりませんから、従つて防衛關係の問題は予算問題であり、經濟問題であり、あるいは生産に關する問題、あるいは貿易というふうな關係にも及ぶことはあるかと存じますが、しかしこの防衛關係の予算につきましては、大体ただいま申し上げたような順序を経るのではないかと考える次第でございます。

○田畑金光君 今言われるような順序を経るとするならば、さらに財政法の改正法によりまして、「大蔵大臣は、毎會計年度の予算編成方針を作成し、前年度の七月中に、閣議の決定を経るのを常例とする」ということになって参りますと、国防會議から予算關係會議に参つて、しかもそれは七月中に閣議の決定を経るだけの予算編成方針を確立しなければならぬ、こういうことになって参りますが、防衛關係をいたしましては、そうしますと六月中に、おそくても七月初めには国防予算についての方針等がきまらなければならぬ、こういうことになるわけですか。この点はどうでしょうか、どういふことになりませんか。

○國務大臣(船田中君) これは田畑委員も御承知の通り、予算の数字が最終的にきまるのはどうしてか、翌年の一月初めというところが普通でございます。もつと早くきまるのが望ましいことでもございまして、けれども、しかし、なかなかそうはいきませんで、毎年の例は、年末から年始にかけて最後の党内あるいは閣内の折衝をいたしまして、数字を確定するのはどうしてか、翌年の一月初めというところになると存じます。しかし、その予算の編成の方針につきましては、ここに財政法の規定にあるように、大体七月、こういう方針というところでございまして、それは概括的な方針でありまして、数字のこまかいところまで、そこできめてしまふというものでないものでございまして、この財政法の規定がありまして、さういふつかえはなからう、こう考へております。

○田畑金光君 私のお尋ねしていることは、数字の細目的なことではなくて、この間からの御答弁によりまして、昭和三十一年度の増強計画についてはまだきまつていない、こういう御答弁があつたわけですか。しかしながら、大きな増強計画というものは、もう当然確立されていなければならぬはずで、なぜならば、防衛庁の試案であるといつたとしても、防衛六カ年計画はできておる。ところが、防衛六カ年計画の中に、見合ふ来年度の、昭和三十一年度の防衛計画はできていない、増強計画ができていない。しかし、国防會議の建前から申しまして、あるいは政府の考へておる予算關係會議を設け、七月中に予算編成の大綱をきめよう、こうなつて参りますと、当然にもう来

年度の、三十一年度の防衛計画と増強計画等については、防衛庁としては計画はすでにきまつていなければならぬはずで、国防會議というものは、単にこれは政府の長期の防衛計画案を作るための体裁を整えと申しますか、形式を整える機関にほかならぬといふことは、これは明らかなんです。私の質問したいことは、昭和三十一年度の増強計画については、腹案をお持ちであるかどうか。持たねばならぬはずだが、どういふ内容であるか、これを御尋ねしておるわけですか。

○國務大臣(船田中君) ただいまお尋ねの昭和三十一年度の増強計画、従つてそれに伴ふ予算計画というものは、まだできておりません。

○田畑金光君 いつごろできる予定ですか。

○國務大臣(船田中君) これはなるべく早い機会に作り上げるようにいたしたいと思つております。

○田畑金光君 この法律案が通るとしますと、公布の日から施行する、こういうことになっておられますが、政府としてはさうすぐ国防會議を発足させ、こういう御意図であると思ひますが、その点どうですか。

○田畑金光君 昨年の二十二国会の折には、国会が終ると同時に重光外相がアメリカに渡る、それがためには長期防衛計画を持つて行かねばならぬ。その長期防衛計画を作るために、早く国防會議を発足したいのだ、というわけ、二十二国会にこれが通れば、直ちに発足させて、防衛計画をこれに諮問する、当時の杉原防衛長官の答弁であつたわけですか。今のお話を承りますと、相当これはゆるちような期間があるようにお見受けするわけですが、どうなんですか。なるべく早くとおっしゃるが、かりに法律が通るとすれば、直ちに発足させて、今お話のような長期計画あるいは年度計画等について諮問をされる御意図と思ひますが、いつごろを予定しておられますか。

○國務大臣(船田中君) 法案が御承認を得ることになりますれば、直ちに発足するようにいたしたいと考へております。

○田畑金光君 予算關係について、防衛予算については、国防會議にかけるというところでは、わかつたが、さうなつて参りますと、この国防會議に諮問しなければならぬ事項が、ほとんど防衛に關係する問題ばかりなればならぬ、こういうことになつて参りますと、条約關係、たとえばSEATOあるいは今後のNEATO、こういう新しい条約機構等が考えられる場合には、こういう条約等についても参加するかどうか、こういう問題等は当然国防會議に諮らなければならぬ、諮つて政府の方針をきめなければならぬ、こういうことにならうと思ひますが、この点どうでしようか。

問題については、先ほど申し上げましたように、国防會議に付議すべき議題を特に制限するということは考へておりません。しかしただいま御指摘のありましたSEATOもしくはNEATOといふものに参加するといふことは、今日政府として考へておりませんから、従つてさういふことは国防會議の議題にはならぬと存じております。

○田畑金光君 当面は議題にならないといつたとしても、将来日本が地域的な集團安全保障等に加盟しなければ、日本の防衛が全うできない、こういうふうなことになる参りますと、当然これは国防の観点からさういふ軍事同盟に加盟するといふことになつて参りますので、これこそ国防の基本的な方針であり、防衛計画の大前提になるわけですか。理論としては、当然国防會議にかける性格のものと思ひますが、この点大臣に明確な答弁をお願いしたいと思ひます。それは断つておきませんが、将来参加する意思がないから、その問題はかけないのだといふのではなくして、国防會議に対する諮問事項を見ましたとき、その諮問事項の建前からいふと、論理的にはあるいは法律的には、そのような建前になると思ひますが、この点どういふ態度でしようか。

○國務大臣(船田中君) 国防の基本方針に關する問題については、別に議題を制限せず、広い視野からわが国の防衛をどういふふうを整えてゆくかといふことについて諮問することに参ります。しかし先ほどお断り申し上げましたように、今、政府としてはSEATO、NEATOに参加するといふよりなことを考へておりませんから、その問題を日本の国防にからませて

防衛に付議するということはなからうと私はそう考へておる次第であります。

○田畑金光君 先ほどの御答弁によりますと、防衛分担金についても国防會議にかけることになる、ただすでに防衛分担金については、ことしの初めの日米交渉によつて一般的に漸減方針がきまつてゐるから、かける実体がない、しかし建前からいふとかける性質のものである、こういうような御答弁であつたわけです。防衛分担金というものが当然国防會議にかけられるといふことは、かりに将来日米安保条約とかあるいは行政協定、こういう改訂の問題等が具体的に日程に載ります場合には、当然政府の閣議決定の前に、国防會議等に付議して国防會議の意見をたゞす、こういうことにならうと思ひますが、この点どうでしょう。

○田畑金光君 先にも申し上げましたように、わが国の国防の基本方針という問題を十分この国防會議において審議をせしめようことになるわけでありまして、その趣旨において議題を特に制限するということはないと存じます。しかしただいまお話のありましたこの日米安保条約あるいは行政協定の改訂ということが今直ちに議題になつておるわけではございませんから、国防會議が充足したから直ちにその問題もこの国防會議で論議されるのだというところは、私は今直ちにはなからうと考へております。

○田畑金光君 今直ちにはないが、それが国防の基本方針という広い議題として取り上げなやならぬときは当然取り上げられ、また国防會議にかけない、ただ緊急の必要がある場合には内閣の責任において出動を命ずる、こういうことです。ところが防衛出動という場合には、ほとんどこれは緊急の性格であるし、またそういう軍事的な性格からいたしまして、国会の承認を得て、国会を召集してその承認を求め、こういうことがむしろ例外的な場合に属すると思ふのです。で、こういうふうに内閣の権限が非常に強大である、あるいは防衛出動という、非常の事態の場合において、内閣の行き過ぎた、政策的な方針を抑えるために、何らかこれを調整するといふか、抑制する機関が必要じゃないか、この考へるわけです。そういうような意味におきまして、国防會議の構成等というものは、やはり二十二国会において政府が当初出されたような半議経験を持つ連年の士である民間人に加へるといふことでなければ、非常に危険なことに陥る場合があると思ふますが、こういうような点について政府としてはどのようにお考へになったのか、これを承りたいと思ひます。

○田畑金光君 前にも申し上げましたが、国防會議において千軍等について、あるいはその他の問題について大きな方針を決定した、この場合は閣議において最終的にもちろん閣議決定をしなければならぬわけですが、国防會議に諮問されてその議を経たものは、實質的には閣議を無条件に通る、こういう形に実体はなると思ひますが、どうでしょう。

○田畑金光君 慎重に考慮して決定すると、その御答弁によりまして、決して排除もしない、こういうことになるわけですね。そうなる参りますと、事務局の中には旧軍人や軍事専門家等が入つてくることも当然予測されるのである、こういうことにならうと思ひますが、そのように解してよろしいですか。

○田畑金光君 先ほどの御答弁によりますと、防衛分担金についても国防會議にかけることになる、ただすでに防衛分担金については、ことしの初めの日米交渉によつて一般的に漸減方針がきまつてゐるから、かける実体がない、しかし建前からいふとかける性質のものである、こういうような御答弁であつたわけです。防衛分担金というものが当然国防會議にかけられるといふことは、かりに将来日米安保条約とかあるいは行政協定、こういう改訂の問題等が具体的に日程に載ります場合には、当然政府の閣議決定の前に、国防會議等に付議して国防會議の意見をたゞす、こういうことにならうと思ひますが、この点どうでしょう。

○田畑金光君 先にも申し上げましたように、わが国の国防の基本方針という問題を十分この国防會議において審議をせしめようことになるわけでありまして、その趣旨において議題を特に制限するということはないと存じます。しかしただいまお話のありましたこの日米安保条約あるいは行政協定の改訂ということが今直ちに議題になつておるわけではございませんから、国防會議が充足したから直ちにその問題もこの国防會議で論議されるのだというところは、私は今直ちにはなからうと考へております。

○田畑金光君 今直ちにはないが、それが国防の基本方針という広い議題として取り上げなやならぬときは当然取り上げられ、また国防會議にかけない、ただ緊急の必要がある場合には内閣の責任において出動を命ずる、こういうことです。ところが防衛出動という場合には、ほとんどこれは緊急の性格であるし、またそういう軍事的な性格からいたしまして、国会の承認を得て、国会を召集してその承認を求め、こういうことがむしろ例外的な場合に属すると思ふのです。で、こういうふうに内閣の権限が非常に強大である、あるいは防衛出動という、非常の事態の場合において、内閣の行き過ぎた、政策的な方針を抑えるために、何らかこれを調整するといふか、抑制する機関が必要じゃないか、この考へるわけです。そういうような意味におきまして、国防會議の構成等というものは、やはり二十二国会において政府が当初出されたような半議経験を持つ連年の士である民間人に加へるといふことでなければ、非常に危険なことに陥る場合があると思ふますが、こういうような点について政府としてはどのようにお考へになったのか、これを承りたいと思ひます。

○田畑金光君 前にも申し上げましたが、国防會議において千軍等について、あるいはその他の問題について大きな方針を決定した、この場合は閣議において最終的にもちろん閣議決定をしなければならぬわけですが、国防會議に諮問されてその議を経たものは、實質的には閣議を無条件に通る、こういう形に実体はなると思ひますが、どうでしょう。

○田畑金光君 慎重に考慮して決定すると、その御答弁によりまして、決して排除もしない、こういうことになるわけですね。そうなる参りますと、事務局の中には旧軍人や軍事専門家等が入つてくることも当然予測されるのである、こういうことにならうと思ひますが、そのように解してよろしいですか。

○田畑金光君 先ほどの御答弁によりますと、防衛分担金についても国防會議にかけることになる、ただすでに防衛分担金については、ことしの初めの日米交渉によつて一般的に漸減方針がきまつてゐるから、かける実体がない、しかし建前からいふとかける性質のものである、こういうような御答弁であつたわけです。防衛分担金というものが当然国防會議にかけられるといふことは、かりに将来日米安保条約とかあるいは行政協定、こういう改訂の問題等が具体的に日程に載ります場合には、当然政府の閣議決定の前に、国防會議等に付議して国防會議の意見をたゞす、こういうことにならうと思ひますが、この点どうでしょう。

○田畑金光君 先にも申し上げましたように、わが国の国防の基本方針という問題を十分この国防會議において審議をせしめようことになるわけでありまして、その趣旨において議題を特に制限するということはないと存じます。しかしただいまお話のありましたこの日米安保条約あるいは行政協定の改訂ということが今直ちに議題になつておるわけではございませんから、国防會議が充足したから直ちにその問題もこの国防會議で論議されるのだというところは、私は今直ちにはなからうと考へております。

○田畑金光君 今直ちにはないが、それが国防の基本方針という広い議題として取り上げなやならぬときは当然取り上げられ、また国防會議にかけない、ただ緊急の必要がある場合には内閣の責任において出動を命ずる、こういうことです。ところが防衛出動という場合には、ほとんどこれは緊急の性格であるし、またそういう軍事的な性格からいたしまして、国会の承認を得て、国会を召集してその承認を求め、こういうことがむしろ例外的な場合に属すると思ふのです。で、こういうふうに内閣の権限が非常に強大である、あるいは防衛出動という、非常の事態の場合において、内閣の行き過ぎた、政策的な方針を抑えるために、何らかこれを調整するといふか、抑制する機関が必要じゃないか、この考へるわけです。そういうような意味におきまして、国防會議の構成等というものは、やはり二十二国会において政府が当初出されたような半議経験を持つ連年の士である民間人に加へるといふことでなければ、非常に危険なことに陥る場合があると思ふますが、こういうような点について政府としてはどのようにお考へになったのか、これを承りたいと思ひます。

○田畑金光君 前にも申し上げましたが、国防會議において千軍等について、あるいはその他の問題について大きな方針を決定した、この場合は閣議において最終的にもちろん閣議決定をしなければならぬわけですが、国防會議に諮問されてその議を経たものは、實質的には閣議を無条件に通る、こういう形に実体はなると思ひますが、どうでしょう。

○田畑金光君 慎重に考慮して決定すると、その御答弁によりまして、決して排除もしない、こういうことになるわけですね。そうなる参りますと、事務局の中には旧軍人や軍事専門家等が入つてくることも当然予測されるのである、こういうことにならうと思ひますが、そのように解してよろしいですか。

○田畑金光君 先ほどの御答弁によりますと、防衛分担金についても国防會議にかけることになる、ただすでに防衛分担金については、ことしの初めの日米交渉によつて一般的に漸減方針がきまつてゐるから、かける実体がない、しかし建前からいふとかける性質のものである、こういうような御答弁であつたわけです。防衛分担金というものが当然国防會議にかけられるといふことは、かりに将来日米安保条約とかあるいは行政協定、こういう改訂の問題等が具体的に日程に載ります場合には、当然政府の閣議決定の前に、国防會議等に付議して国防會議の意見をたゞす、こういうことにならうと思ひますが、この点どうでしょう。

○田畑金光君 先にも申し上げましたように、わが国の国防の基本方針という問題を十分この国防會議において審議をせしめようことになるわけでありまして、その趣旨において議題を特に制限するということはないと存じます。しかしただいまお話のありましたこの日米安保条約あるいは行政協定の改訂ということが今直ちに議題になつておるわけではございませんから、国防會議が充足したから直ちにその問題もこの国防會議で論議されるのだというところは、私は今直ちにはなからうと考へております。

○田畑金光君 今直ちにはないが、それが国防の基本方針という広い議題として取り上げなやならぬときは当然取り上げられ、また国防會議にかけない、ただ緊急の必要がある場合には内閣の責任において出動を命ずる、こういうことです。ところが防衛出動という場合には、ほとんどこれは緊急の性格であるし、またそういう軍事的な性格からいたしまして、国会の承認を得て、国会を召集してその承認を求め、こういうことがむしろ例外的な場合に属すると思ふのです。で、こういうふうに内閣の権限が非常に強大である、あるいは防衛出動という、非常の事態の場合において、内閣の行き過ぎた、政策的な方針を抑えるために、何らかこれを調整するといふか、抑制する機関が必要じゃないか、この考へるわけです。そういうような意味におきまして、国防會議の構成等というものは、やはり二十二国会において政府が当初出されたような半議経験を持つ連年の士である民間人に加へるといふことでなければ、非常に危険なことに陥る場合があると思ふますが、こういうような点について政府としてはどのようにお考へになったのか、これを承りたいと思ひます。

○田畑金光君 前にも申し上げましたが、国防會議において千軍等について、あるいはその他の問題について大きな方針を決定した、この場合は閣議において最終的にもちろん閣議決定をしなければならぬわけですが、国防會議に諮問されてその議を経たものは、實質的には閣議を無条件に通る、こういう形に実体はなると思ひますが、どうでしょう。

○田畑金光君 慎重に考慮して決定すると、その御答弁によりまして、決して排除もしない、こういうことになるわけですね。そうなる参りますと、事務局の中には旧軍人や軍事専門家等が入つてくることも当然予測されるのである、こういうことにならうと思ひますが、そのように解してよろしいですか。

と申しますか、これはどこで作成することになるわけですか。

○国務大臣(船田中君) 要求原案はこれは関係の各省庁から出てくると存じます。それを事務局におきましてあんなばいをいたしまして、そして総理の決裁を得て、事務局がその案の調整をはかりまして、そして総理の決裁を得て国防会議にかけ、付議する、こういうことになると思います。

○田畑金光君 経済問題とか防衛生産、こういうような点になって参りますと、これは担当省で一応原案をこさえてくる。それから編成とか装備あるいは作戦計画、こういうような問題等については防衛庁がこさえてくる。そうなるて参りますと、事務局というものは単に事務的な面を扱う機関にすぎないのか。それとも事務局が独自で今言つたような防衛に関する諸般の計画等について立案し、それをこの国防会議に諮問する、というふうなこともあり得るのかどうか。この点どうですか。

○国務大臣(船田中君) 事務局においてこういう案をかけたからよろしいということがございまして、それはもちろん総理の決裁を得て、十五名の専任事務局員ではなかなかそこまで手が回りかねるのではないかと存じますので、先ほど申し上げましたように、普通の場合は要求原案は各省庁が事務局に出し、そして事務局がそれを調整をし、総理の決裁を得て合議にかけ、そして国防会議の議員はもろろ国務大臣として大所高所から、ことに防衛問題につきましては、財政経済あるいは外交、あらゆるそういう問題を勘案いたしまして、大所高所からいかに扱

うかという点についての意見を出す。そうしてそれが国防会議においてある結論に達しますれば、その結論を得て議長たる総理大臣に答申をする。こういうような形になって参るものと存じます。

○田畑金光君 どうも御説明でよくわかりませんが、単に各省庁で作つてきた案をこさでかけるというふうな機関であるとするならば、これは無意味なものにすぎないと思うのですがね。むしろこういう国防会議というふうな機関を設けないで、各省庁でできた国防に関する諸般の計画等について、そのまま閣議で決定をして、閣議の決定を経て遂行する、こういうことになつた方が効率的であり、能率的であるところの思ひです。今度国防会議というものが独自の形で設けられて、しかもそれがこういう国防の基本方針その他防衛計画の大綱等を取り扱う機関であるとするなら、事務局等が独自に確立されて、機構が整備されて、その事務局等において、単に一つの局や一つの庁の立場に立たぬで、全般的な立場から立案され、それが国防会議を経て国の大きな方針になっていくのだ、こういうことになつてきますと、国防会議というものの何か設けるだけの理由があるように思ふのですが、そうでないことを設ける理由はどこにもないように感ずるのですがね、どうですか。

○国務大臣(船田中君) これは先ほど来申し上げておる通り、単に閣僚懇談会というものでなくして、法律に定められた法律上の機関であり、そうしてしかもそれが事務局を持つていふことでありまして、そうしてしかも国防のあらゆる面につきまして、大所高

所からこれを検討し議論をするというところは、防衛体制を整備する上から申しましてきつめて大切なことだと存じます。そういう意味におきましては、やはり国防会議というものが法律上設けられることが必要なのでございまして、これが単なる閣僚懇談会であつたのでは、十分その機能を發揮することはできないと存じます。ただし、防衛の問題について最終的決定をするのはもちろん閣議でございまして、それから従つて国防会議は諮問機関として、あらゆる要素を勘案いたしまして、そして日本の防衛体制をいかに整備するか、また防衛生産をいかに調節をしていくかというふうな問題を、大所高所から議論するところにある、非常に大きな意義があると思ひます。

○田畑金光君 これはイギリスやアメリカその他にこういうものができておるから、日本も一つまねしてやろ、まあその程度にしか存在意義は見受けられぬ、こう思ふのですが、まあだんだん憲法改正でもなされて、本格的な軍備でもされる場合は、それはそれ相應の意義と役割を持つかも知れません。それはさておきまして、この国防会議事務局、国防会議に関する事項は、「国防会議に係る事項について」、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする、こうなつておりますが、この国防会議事務局の構成等について、たとえば事務局長はどのような地位の人なのか、その階級、庁長官はどのような関係になるのか、この辺はどのようなことになるわけですか。

○国務大臣(船田中君) 事務局長は、大体十五級、すなわち次官級の人を考へておるわけでございます。それから

な国防会議の事務局は、防衛庁とは別個の機関でございまして、防衛庁の出店になるとか、そういう関係は全くございません。

○田畑金光君 その次官級の人を置くというのは、これは先ほどお話のあつたように、場合によつては旧軍人も、有能な人があつたらば、その職につき得るのだということになるわけですね。

○国務大臣(船田中君) 今直ちに旧軍人を置くというふうなことは考えておりませんが、しかし、さればといつて、特に旧軍人なるがゆえに絶対に入れないといふことをきめてしまふのは、私は適當ではないように考へますので、先ほどそういう趣旨のことを答へ申し上げたわけでございます。

○田畑金光君 防衛庁に統合幕僚会議というものが置かれておるわけですが、作戦用兵の最高の重要な機関である、こう思ふのです。この統合幕僚会議というものと国防会議とはどういふことになるわけですか。

○国務大臣(船田中君) 統合幕僚会議議長は、防衛庁長官の下部機構でありまして、防衛についての専門的な分野において、防衛庁長官を補佐する機関でございまして、従つて国防会議の事務局とは直接関係はないわけでございます。

○田畑金光君 この間どなたから質問がありましたか、話は若干飛びますが、けれども、予備自衛官、これは今どの程度いるのか、さらに少年自衛官ですが、これの募集等の状況について伺いたいです。

○国務大臣(船田中君) 今の問題は、人事局長から御説明申し上げるよう

にいたします。

○政府委員(加藤陽三君) ちよつと資料が見当りませんが、予備自衛官は、私の記憶によりますと、五月一日現在で五千三百余りであつたと思ひますが、それから少年隊員のお話でございしますが、三等陸士、三等海士及び三等空士でございまして、これは昨年から採用を始めたのでございまして、その応募者は、昭和二十九年に試験をいたしまして、三十年に入れましたが、陸上の方で申しますと、百四十名の募集に對しまして七千六百五十三名でございまして、本年の四月に入れました者は、昨年度募集したのでございまして、陸上三百名募集に對しまして六千八百七十七名でございまして、海上の方は、二十九年募集が百二十名に對しまして二千六百四十名、三十年度は同じく百二十名に對しまして千七百二十七名、航空の方は、二十九年度が五十七名に對しまして千七百五十名、三十年度が百名に對しまして千四百三十九名となつております。

○田畑金光君 この募集について都道府県知事、市町村長に一部事務委任ができる、あるいはまた、長官は警察庁、都道府県警察に對し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる、こういうことになつておりますが、これはどういふ工合に違ひののですか。協力というものと、都道府県知事、市町村長は事務の一部を行ふということになるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) この詳細なことは施行令に書いておるのでござい

ますが、一部委任になりますと、そ

ういふことになつておるわけ

でございます。

○田畑金光君 この間どなたから質問がありましたか、話は若干飛びますが、けれども、予備自衛官、これは今どの程度いるのか、さらに少年自衛官ですが、これの募集等の状況について伺いたいです。

○国務大臣(船田中君) 今の問題は、人事局長から御説明申し上げるよう

にいたします。

○政府委員(加藤陽三君) ちよつと資料が見当りませんが、予備自衛官は、私の記憶によりますと、五月一日現在で五千三百余りであつたと思ひますが、それから少年隊員のお話でございしますが、三等陸士、三等海士及び三等空士でございまして、これは昨年から採用を始めたのでございまして、その応募者は、昭和二十九年に試験をいたしまして、三十年に入れましたが、陸上の方で申しますと、百四十名の募集に對しまして七千六百五十三名でございまして、本年の四月に入れました者は、昨年度募集したのでございまして、陸上三百名募集に對しまして六千八百七十七名でございまして、海上の方は、二十九年募集が百二十名に對しまして二千六百四十名、三十年度は同じく百二十名に對しまして千七百二十七名、航空の方は、二十九年度が五十七名に對しまして千七百五十名、三十年度が百名に對しまして千四百三十九名となつております。

○田畑金光君 この募集について都道府県知事、市町村長に一部事務委任ができる、あるいはまた、長官は警察庁、都道府県警察に對し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる、こういうことになつておりますが、これはどういふ工合に違ひののですか。協力というものと、都道府県知事、市町村長は事務の一部を行ふということになるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) この詳細なことは施行令に書いておるのでござい

ますが、一部委任になりますと、そ

ういふことになつておるわけ

でございます。

○田畑金光君 この間どなたから質問がありましたか、話は若干飛びますが、けれども、予備自衛官、これは今どの程度いるのか、さらに少年自衛官ですが、これの募集等の状況について伺いたいです。

○国務大臣(船田中君) 今の問題は、人事局長から御説明申し上げるよう

にいたします。

○政府委員(加藤陽三君) ちよつと資料が見当りませんが、予備自衛官は、私の記憶によりますと、五月一日現在で五千三百余りであつたと思ひますが、それから少年隊員のお話でございしますが、三等陸士、三等海士及び三等空士でございまして、これは昨年から採用を始めたのでございまして、その応募者は、昭和二十九年に試験をいたしまして、三十年に入れましたが、陸上の方で申しますと、百四十名の募集に對しまして七千六百五十三名でございまして、本年の四月に入れました者は、昨年度募集したのでございまして、陸上三百名募集に對しまして六千八百七十七名でございまして、海上の方は、二十九年募集が百二十名に對しまして二千六百四十名、三十年度は同じく百二十名に對しまして千七百二十七名、航空の方は、二十九年度が五十七名に對しまして千七百五十名、三十年度が百名に對しまして千四百三十九名となつております。

の市町村長なり府県知事がやりました行為自体によりまして効力を生ずるわけでございます。たとえば、志願者の募集の場合の受付におきまして、市町村役場で受け付ければ、それが募集の受付になるというようにすることにしておるのでございます。協力の方は、そういうふうな法的な効果を伴うようなことはしないというふうに区別をいたしております。

○田畑金光君 学校に少年自衛官の募集等について協力を求めておられる事例が起りましたが、これはどういうことになっておるのですか。

○政府委員(加藤陽三君) 今の府県知事、市町村長に對します事務の一部委任は、これは三等陸、海、空士につきましては適用をしておらないのであります。三等陸、海、空士につきましては、防衛庁の方で直接にこれは募集をしておるのでございます。その際に三等陸、海、空士は中学校の卒業者を対象としておりますので、こういうふうな募集があるから協力してくれということを防衛庁の方から教育委員会を通じて中学校の方にお願ひしている事実がございまして。

○田畑金光君 それで私は大臣にお尋ねするわけですが、少年自衛官の募集について防衛庁から関係学校に対して協力を求めておられる、これは差しつかえないのでしょうか、これは大臣に一つ御答弁願ひたい。

○國務大臣(船田中君) これは成規の手続を経ておることでございます。して、別に差しつかえないと存じます。

○田畑金光君 これからも毎年継続されるという方針なんですね。

○國務大臣(船田中君) その通りでございます。

○田畑金光君 成規の手続を経てお話しになりますが、この成規の手続というのはどういうことなんでしょう。

○政府委員(加藤陽三君) 田畑委員のお尋ねの御趣旨がよくわかりませんが、誤解をしておられると思ひます。が、私としては、中学校、教育委員会を通じて中学校の方に募集について御協力をお願いすることは、私は差しつかえないことだと思ひますのでございす。労働省方面とも十分に打ち合せをいたしておりまして、何と申し上げますか、禁止された行為とでも申し上げる思ひております。御了承願ひします。

○田畑金光君 労働省と打ち合せをしておつしやいますか、労働省のやつておるのは職業の紹介、あつせん、失業者の就職の世話、こういう問題等です。要するに雇用安定に關する行政を取り扱つてゐるのが労働省だと思ひます。この少年自衛官というのは何ですか、就職のつもりで防衛庁は少年の、就職難の折からでもあるから就職をさせるくらいのもりで労働省と打ち合せをなされ、各府県の教育委員会、市町村の教育委員会を通じて募集をはかつておられるわけですか、この点大臣の一つ考え方を承わりたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 事務的な答弁を私から……。

○田畑金光君 事務的な答弁じゃない、本質的な考え方を私は尋ねておる。

○國務大臣(船田中君) これは職業のあつせんということでもって律すること

とが適當であるかどうかは、これはまあ御判断にもよることでございますが、しかし、少年自衛官の募集につきまして学校に依頼するということは、別段憲法やその他の法規も特に禁止しておることでもございせんし、私はこれはやつて差しつかえないことのようによろこびます。

○田畑金光君 やつて差しつかえないことであるなら、労働省と打ち合せをするという事はこれはどういふことなんでしょう。労働省というのは、先ほど申し上げたように労働行政一般を所管するわけですが、その重大な仕事の一つとして、先ほど申し上げたように雇用安定の問題、失業対策事業の措置の問題、こういうふうなことを扱うのが労働省です。労働省と打ち合せをするというの、あたかも防衛庁に少年自衛官を迎えるのに、仕事の世話でもなさつておるつもりのような考え方、これをやつてゐるのか。この少年自衛官というのは何でしやう、自衛隊の卵なんではしやう。先ほどお話の中に三等陸士でしたか、要するに三等陸士というの、昔の何ですか、旧陸軍二等兵ですか、三等兵ぐらゐですか、何に相當するわけですか。

○政府委員(加藤陽三君) 私からお答え申し上げます。まず階級の点を申し上げますと、今、陸士長、一等陸士、二等陸士、こういうことになっております。これに對應することは非常にむづかしいのですが、陸士長を上等兵と見れば、それは二等兵の一つ下ということになります。陸士長を伍長勤務ぐらゐに考えますと二等兵ということになるかも知れません。

それから大臣の御答弁もおそろくございまして、私が申し上げたので田畑委員に誤解を与えたようでございますが、なぜ私がそういうことを申し上げたかと言いますと、私は少年自衛官を募集いたしますにつきまして問題はなと思つておつたのでございまして、ただ一昨年でございまして、最初やり始めましたときに、日教組の諸君の方からこの問題について私の方に申し入れがあつたのでございまして。その申し入れの一つに、職業安定法でございまして、労働関係の法規との關係はどうだといふことが問題になりました。その際に労働省の方とも十分に打ち合せをいたしまして、そういう法令の問題は解決いたしました、私は問題ないと思つておつたことについてお尋ねがございましたので、しいて考えればそういうことであるといふので、私の頭にありましたことを申し上げたのでございまして、御了承願ひしたいと思います。

○田畑金光君 私は大臣にお尋ねいたしますが、もうこの問題は解消されたといふことは、そのような取扱ひは防衛庁としてもやつておられぬと思つていたのです。すなわち、学校を通じて少年自衛官を募集するようになるとはやめておられると、こう思つてお尋ねしたので、ところが今日なお続けておられる。成規の手続を経てやるなら一向差しつかえない、こういうことを大臣は御答弁になりましたが、私は重大な問題じゃなからうかと思ひます。これはなるほど形の上からいって、教育委員会を通じてやられたといふのは、形からいって、これは教育委員会を通じてやつたことだから手ぬか

りはないとおつしやるかも知れぬ。しかし、実際に少年自衛官を募集するといふか、そういう政府の宣伝に協力する立場にあるのは現場の学校の教師だと思ひます。教師は、そういういたしますと、少年自衛官といふものの募集に協力することは少しも違法でない、こういうことになって参りますと、当然これはそこで私は現場の教師が悩むことは、自衛隊とか今日の防衛庁といふものは一体今の憲法の建前からいってどういふことになるのか、教育基本法の建前からいってどういふことになるのか、この問題に当然ぶつかつてくると思ひます。自衛隊といふものは一体違憲であるか違憲でないかといふことは、違憲でないかとがなつてゐるのはあなたの方でございます。鳩山総理大臣や船田防衛庁長官、そういう一味徒党(笑)と言つては失礼だが、党派の人方だけでしやう。ことに憲法を守り、憲法に基く教育基本法によつて日常の教育指導をやつてゐる現場の教師の立場からいって、これはど大きな私は矛盾を感ずることはないと思ひます。どうですか、そういうふうな点を防衛庁長官は矛盾ともお考えになりませんか。教育上、ことに現場の教師の立場からすれば、これは私は大きな問題だと思ひますが、そういうふうにお考えになりませんか。

○國務大臣(船田中君) この少年自衛官の募集は、ただそういうことをお願ひするといふことを教育委員会を通じて各学校にお知らせしていただくのとでありまして、相手に何ら義務を負担させておることでもなし、また中学校の先生たちにあつせんをしてくれといふことをお願ひしておるわけでもない

いのでございますから、これは別に憲法なりあるいは教育基本法に触れる問題ではない、従ってこれこそ不正不当のことではないというふうに私は考えております。

○田畑金光君 私はそういうような考え方は間違っていると思うのです。なほ協力する義務はないかもしれぬ。しかし教育委員会を通じて、少くとも教育行政の責任機関である教育委員会を通じて学校当局に依頼をする、こうなつて参りますなら、義務はなくとも、何らかの形で協力をしなければならぬ精神的な拘束を受けることは、これは明らかだと思ふのですが、そうなつて参りますと、一体自衛隊といふものは憲法に違反しないのだといふことを強権的に押しつけると同じことだと思ふのです。しかし、今自衛隊といふものが憲法違反であるのかないのか、あるいはまたこれを中心として憲法改正をどう見るかという、国論が二つに分れておる重大なときに、最も忠実に憲法を守り、教育基本法の精神に立つて教育をや、指導をやらなければならぬという現場の教師に対して、時の政府権力が行政権を通じて圧力を加えるというところは行き過ぎものはなし。これはすみやかにさういふような大臣のごまかしの答弁で免れ得る問題でないと思ふので、改むべきだと考えますが、さうお思ひになりますか。

○国務大臣(船田中君) 私はどうも田畑委員の仰せられることが呑み込めないのですがね。この自衛隊が憲法違反なりとおっしゃられるのはむしろあなたの方だけであります。(笑聲) 大多数の国民は自衛隊が憲法違反なりとい

うことは考えていないと思ふのです。さうしてしかも少年自衛隊の募集について学校にお願いするといふことは、何らその相手に義務を負わすものでもなく、また不当の圧力を加えるというやうなことも何らいたしてありませんので、さういふことに対しては、少年が自己の判断によつて応募しよう、あるいは応募しないといふ判断をして、応募したいという者だけを応募させるということは、これはもう最も民主的なやり方でありまして、別にこれを改める必要は私はないと、かように考えます。

○田畑金光君 私は資料を要求いたしますが、今言つたような募集等について、府県知事、市町村長に、あるいはまた都道府県警察等に対してどういふやうな形で協力を求めておられるか、その資料と、それから特に私は、今私の質問しておる、学校等に対して教育委員会等を通じてどのような形で協力を求めておられるのか、文書の資料を早速一つ防衛庁の方から配付してもらいたいと、こう思ふのです。

それで私は今の大臣の御答弁、これは非常にわれわれといたしましては納得がいかな問題があるところ見ておるのです。総理大臣は憲法改正をやらなくちやならぬ、その第一の理由は第九条である、再々こう申しておるのです。なぜ第九条を中心として憲法改正の議が出たかといふと、国民の中に、一体現在の自衛隊が憲法上認められるのか認められないのか、この問題が中心だろつといふことは、鳩山総理自身告白してゐるのです。たゞたび答弁の中に出ておるのです。ところがだ、この問題に關して、あなたのように強権

的にこれは憲法違反でないのだと、教育的にこれは憲法違反でないのだと、教育上の建前からいつても教育の精神をそのわれない。現場の教師の良心もこれによつて拘束されるものではないと、こゝろいふやうな答弁をぬけぬけとやつてゐるわけですね。これはどうもわれわれとしては承知できないのです。もうこの問題についてはたゞたび憲法調査会法の審議その他論議してありますから、憲法違反であるとかないとかといふやうなことは、これはもう繰り返しませんが、一番問題のある、憲法上問題のあるこゝろいふやうな点について、学校の教師に対して押しつけていくといふことは、これは私非常な行き過ぎだと、こう思ふのです。これは是正する考え方はありませんか。

○国務大臣(船田中君) どうも田畑委員のおっしゃることは、初めからの少年自衛隊の募集について押しつけているように前提されておりますが、さういふことは、先ほど来事務局から御説明申し上げておる通り何ら押しつけておるのではなくして、こゝろ募集をしておりますといふことを知らせるだけのことでございまして、それに應ずるか応じないかといふことは、学校の先生なりあるいは本人である中学生自体が考えることでありまして、何らそこに不当の圧力を加えておるものではないのでありますから、さういふ募集を知らせるといふことは何ら私は差しつかえないと、かように考えておる次第でありまして、今後その方針を特に改めなきやならぬといふことは必要なかろつと存じます。

○田畑金光君 知らせるだけならばね、町村役場で処理すれば十分問題は処理できると思ふのです。電信柱にポストを張つておいても十分用は足せると思ふのです。何もそれを学校の中に持ち込んでいつてだ、学校の教室に掲げなきやならぬことではない。学校の教室に掲げるならば、これは何だと説明しなくちやならぬでしよう。聞かれたら答へなくちやならぬでしよう。ただ張つてくれと言つても、それは何らかの形でこの募集について教師は説明するなり、あるいは教育委員会から要請があるならば、何らかの意味において生徒たちを指導しなくちやならぬなつてきましよう。それは当然のことだと思ふのです。もしあなたのお話のように強制するのでも何でもないのだといふならば、何も学校の中にいかにわしいものを(笑聲)持ち込む必要はないと思ふのです。それが私は今の憲法の建前からいつても、教育基本法の建前からいつてもですね、民主教育を推進する、守らなくちやならぬ学校の先生の立場からいふと当然のことだと思ふのですが、この点はさうお考えになりますか。

○国務大臣(船田中君) 人事局長に聞きますといふと、最初さういふことについて日教組の方からいろいろ御質問があつて、さうしてそれに対して詳細説明申し上げて、さうして御了解にもなつたことであるわけでございます。今お話のように、それによつて何らかの圧力を加えるといふことでありますならば、それはもちろん今、田畑委員の仰せのごとくによくないことでございますけれども、これによつてただ募集の事実をお知らせするといふだけのことでありまして、応募するしないは全く本人の自由意思であり、ま

た学校の先生に何らそれによつて負担させておるものでもございませんから、これが不当だといふことをきめつけられず、私は承服しかねるのであり、従つて、今後このやり方を改めなければならぬといふ必要は私は存じます。

○政府委員(加藤陽三君) 田畑委員から資料の点についてございまして、一般の募集については先ほどもちよつと申し上げ、自衛隊法施行令の百二十四条までにどういふやうな

県知事が行い、どういふやうな市町村長が行うかといふやうな詳細な規定があるやうなことです。現実の事務の処理としては、この施行令の規定によつて、このたび何名の募集をさういふやうなことを願ひただけで、タリや志願案内を送るといふやうなことです。それは三等陸、海、きましても同様でございます。要綱を長官の決裁を受けましては地方連絡部の方に要綱を、地方連絡部の方から府県員会等を通じてそれぞれ役場及び中学校等に志願案内、さういふやうな募集をいからさういふやうな募集をしておるだけでございます。十

御了解願ひたいと思ひます。○田畑金光君 いや、それだくれといふわけにも参りませほど申し上げましたように、タリその他学校に対する文書を出して下さい。○永岡光治君 私は国防会等

議するに当りまして、一応長官にお尋ねいたしますが、防衛庁設置法の第四十二条で規定されております「国防に關する重要事項を審議する機関として」というところでございますが、以下若干の問題について私は字句の解釈について、どう防衛長官は解釈しておるかということについて確かめたいと思つたのですが、「審議する機関」というのは、審議してあとどうするのか、単なる結論を出すというだけなのか、ただ単に審議をすればいいというそれだけなのか、どういふようにこれを解釈いたしておられますか。

○國務大臣(船田中君) これは、審議をいたしまして、普通は答申する場合が多いと思つて、それから三項にありますが、「国防に關する重要事項につき、必要に応じ、内閣總理大臣に對し、意見を述べることができ」と。ここにまた意見を述べるといふこともあり得るわけでございます。それとできるということになります。

○永岡光治君 そこでこの第二項の「国防の基本方針」ですね、国防會議に諮らなければならぬ事項として五つばかり列挙されておりますが、具体的に「国防の基本方針」といふものはどういふことを考へておられますか。防衛長官はこれをどういふふうに解釈しますか。基本方針というものを具体的にあげて参りますと、どういふような項目になりますか。

○國務大臣(船田中君) これは、總理大臣からもまた私からも御説明申し上げておきますように、わが国の国情、国力に相應する最小限度の自衛体制を整備するといふことが必要であり、またそのために努力いたしておるわけ

であります。その国力及び国情に相應する自衛体制とはどういふものであるかということ、これが大体国防の基本方針に關する問題であらうと存じます。

○永岡光治君 そこで以下五項目にわたつてあげられておりますが、「国防の基本方針」なり「防衛計画の大綱」なり、「前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱」……「防衛出動の可否」、これは問題はないと思つて、解釈上の問題はさうあつたと思つて思ふのです。「その他内閣總理大臣が必要と認める国防に關する重要事項」、これも解釈はいいと思つて、私は一、二、三、この三つの項目についてもうちよつとこれを細分化したものの説明をお願いしたいと思つて、今、どういふことを防衛長官考へておるのか。

○國務大臣(船田中君) 「防衛計画の大綱」といふことをもう少しくだけて申し上げますれば、「国防の基本方針」が樹立されまして、それに基いて「防衛計画の大綱」が定められるわけでありまして、「防衛計画の大綱」といふことは、国防の基本方針に基いて、實力をもつてわが國を防衛するに當つていかなる規模の防衛力を保有すればよいか、この規模の防衛力を整備するためにいかなる計画で防衛力を整備するか、これらの計画の大綱を言ふものでありまして、防衛力整備計画を中心とした考へ方がすなわち防衛計画の大綱といふことにならうかと存じます。

○永岡光治君 あとはいいです、續いていきますから。そこで私は国防會議法案がかりにこゝで成立を見るということになつて、

これが總理大臣から諮問——諮問といひますか、こゝで審議する事項をきめられておられますが、この會議が開かれて審議されるだらうと思つて、その際には防衛長官はそのメンバーの一人になつておるわけですが、「国防の基本方針」「防衛計画の大綱」といふものについてどういふ具体案を提案しようと思つておるのか。

○國務大臣(船田中君) その問題につきましては、今後十分検討いたしまして適當な諮問案を要求いたしたいと思つておりますが、まずさうあたり本委員等においてもしばしば申し上げておられます長期防衛計画、この問題について諮問をするように總理大臣の方に請求いたしたいと思つておられます。

○永岡光治君 長期防衛計画を国防會議に審議してもらふようにしようといふことにしておるのか。防衛庁で一応考へるわけですか、それとも、こゝで後ほど問題になりますか、事務局で一応考へるわけですか、どちらになりますか。

○國務大臣(船田中君) 今のような問題につきましては、要求原案はもちろん防衛庁で作成いたしまして、そうして国防會議の事務局の方にこれを渡しまして、そうして事務局で適當に調整をはかつて總理大臣の決議を経て国防會議に諮問するということにならうかと存じます。

○永岡光治君 そこで、防衛庁の方からさういふ手続をとることになるだらうといふ話であります。ついでには、今こゝで審議中だとか考慮中といふことではなしに、「国防の基本方針」あるいは第二号における「防衛計画の大綱」、こゝういふものについてやはりある程度の具体案を用意されておるのではなかつたかと想像するわけですが、どういふものを用意されておるのでしょうか。

○國務大臣(船田中君) この問題につきましては、しばしばこゝで御説明申し上げておることでございますが、昭和三十五年度において達成すべき最終目標といふものは一応防衛庁としては試案を持つております。しかしその達成すべき目標の艦船、飛行機等の種類につきましては、あるいは機数、艦船のトン数等につきましては、なお具体的にきまつておりません。また昭和三十三年から三十五年度に至る年次計画もまだきまつておらないのでござい

ます。○永岡光治君 きまつていないと言ふけれども、大よその目標がやはりあると思つて、その目標はどうなつておるのでしょうか、三十五年度の目標といふものは。

○國務大臣(船田中君) 昭和三十一年度において達成すべき最終目標は、陸上自衛官十八万名、海上艦艇十二万四千トン、対潜哨戒機等約百八十機、それから航空自衛隊の保有すべき飛行機、これは練習機を含めて約千三百機、そのほかに予備自衛官約二万名を保有するようになつたといふと、こゝういふ最終目標を持つておるわけでございます。○永岡光治君 そこで国防の基本方針といふものをもうちよつと具体的に話してくれませんか。国情、国力に沿つたといふば、然るなればあります。が、今基本方針といふものはどう考へておるのか。

○國務大臣(船田中君) 国防の基本方針といふことは、要するところわが國の安全をいかにして確保するか、こゝういふことが国防の基本方針でございます。たとへば侵略があつた場合に自主獨力で防衛ができるのか、それとも國際連合の措置に一任するのか、あるいはこれにかゝる友好國との集團安全保障取りきめ關係において自衛の措置を講ずるのかどうか、こゝういふような問題が、この国防の基本方針として論議さるべき問題であると存じます。

○永岡光治君 概念は一応わかりました。が、侵略のあつた場合にどうするかといふその侵略は、やはりある具体的な侵略でなくてはならぬと思つて、さうね、構想をきめる限りにおいては、ただばく然と侵略と言つたつて、これはほんとうの具体策は基本方針としては立たぬと思つて、それはひいては防衛計画の大綱に影響してくるので、それから、こゝで今、基本方針として考へられておるいろいろな方法論も言われておりました。それに対する對抗策も考へておられるという話であります。が、今この国防會議に提案しようと思つておる防衛長官の考へ方をもう少し詳しく御説明いたしたいのであります。

○國務大臣(船田中君) 国防會議にどういふ諮問案を出すかといふことについて、その要求原案といふものは今このところまだできておりませんが、ただいま永岡委員の御質問の前提となりますのは、何と言つてもやはり國際情勢をどう見るといふことにかかつてきておると思つて、こゝの國際情勢の見方につきましては、これは外務大臣及び總理大臣からたびたび説明がござい

は、これはもちろん認めざるを得ないと思ひますが、しかし、さればと言つて部分戦争なり冷戦が全く終息してしまつたという手放しで樂觀のできる情勢でないといふことは、これまた事実であり、ことに最近の中近東における情勢、あるいは東アにおける国際関係等から見まして、どうしてもやはりわが国の自衛体制を整備する必要ありと、かような前提に立ちましてわが国の国防の基本方針を考えていかなければならぬ、かように思ひるのでござい

す。
○永岡光治君 一点だけ、それはまあ一応出てからの問題でございまして、それから、いづれ審議の過程で明確になるかもしれませんが、一つだけ聞きたいのですが、今防衛長官も答弁の中で言われたように、国際情勢、あるいは中近東における情勢、まあアジアの情勢ともこれは考えなければならぬといふことになるのでありまして、そこでやはり、今の情勢が対立の激化の方向をたどつていゝと考へてゐるのか、緩和の方向に進むと考へてゐるのか、緩和の方向に進むのか、いづれなんです。か。防衛長官としては、あなたはたゞうお考へになつてゐるのか。

○國務大臣(船田中) これも先ほど申し上げたように、大きな戦争が直ちに起り、あるいは近い将来に起るだらうといふことは考へておりません。すなわち、東西の対立といふものが非常に緩和の方向に進んでゐるといふふうには考へております。しかし、さればといつて部分戦争や冷戦が全く終つてしまつたといふ手放しの樂觀はできぬといふのが、私は今日のこの国際情勢ではなからうかと思ひます。で、そ

いう情勢に対応して自衛体制を整備するといふことは、これはすなわち侵略の意圖を阻止し得る力になる。従つてある程度の自衛体制を整備するといふことが、侵略を事前に阻止し得るこれが保障になるのである。かような考へ方に立つてゐるわけでございます。

○永岡光治君 結局その考へ方は大体わかりました。今の御答弁によりまして、緩和の方向をたどつてゐるといふことは一応考へられるけれども、手放して樂觀できない情勢はある、部分的にもさういふ情勢はある。つまり軍備体制を整備しなければならぬといふ状態はある、こゝういふのであります。で、その基本となつてゐる考へ方は、自衛力といふんです。自衛力の増強が侵略を防ぎ得る、侵略を防ぐために、つまりしかけられてゐないために、さういふ侵略といふ行動の發動を起さないために自衛隊を強化したい、こゝう考へたと、こゝう解釈するのですが、それに間違ひございせんか。

○國務大臣(船田中) 今、永岡委員のおっしゃつた通りに、ある程度の自衛体制を整備されれば、事前にこの侵略の意圖を阻止することができるといふふうに私は信じます。

○永岡光治君 そうしますと、侵略を阻止することができるといふその侵略は、大体今防衛長官考へてゐる方面からの侵略と考へておられますか。

○國務大臣(船田中) 防衛責任者といひましては、仮想敵国といふふうなもの、今日持つておられます。

○永岡光治君 仮想敵国といふものを持つてゐないといふけれども、やはり相手が侵略してくることを意思を放棄させるために増強した方がいいとい

う、こゝう考へ方に立つておられますね、さういふことを今肯定されてゐるわけですね。さうして、相手がその意思を放棄してくるといふ段階までの戦力といふものは、これは相手次第だと思ひます。かりにあなたの方の考へる前提に立つたならば、日本の自衛力よりも少い侵略力といふんです。それしか持つてゐないならば来ないだらうといふ考へ方を持つてゐるのです。

ね。だから日本の自衛力の整備の段階をどう決定するかという点には、仮想敵国がなくてあなた、どうしてできますか。さういふことであれば、日本の国力といふことだけをおぼえて、日本はたゞ、それで、国力でそれとどめるならば、それは完全にあなたのおっしゃる通りに相手の侵略を防ぎ得るものではないです。それ以上の侵略力が強い国があれば、あなたの目的は水泡に帰するのだから、最初からやらない方がいいといふ、こゝういふ結論になるのです。だからさういふ限界をきめるためには、仮想敵国がなくてどうしてできますか。それは子供でもわかります。よ。仮想敵国がなくて、どうしてこの限度、三十五年における十八万名といふのは何でできたのですか。

○國務大臣(船田中) これは考へ方が永岡委員と私とで少し違ひますが、まあ、船が航海するといふこと、航海するわけにございませう。家を持つといふたつてある程度の戸籍をすることは、これはもう御承知の通りでございます。もしそこにかぎがかつてゐないといふことだと、入つてみよかといふ悪心を起させることになりま

されておれば、さういふ侵略の意圖を事前に起さないうで済むことになりやせんか、(「答弁になつてゐない」と呼ぶ者あり) 私はさういふふうには考へておりません。だから仮想敵国を持たないからといつて自衛体制を整備しなう。現にヨーロッパの諸国をならぬと思ひ、スエーデンにしても、戦争をしようとは思つておりません。しかし自衛体制は非常な、国力不相応な自衛体制を整備してゐることは、永岡委員も御承知のことと思ひます。

○永岡光治君 いや、それは答弁にならないのです。私が言つてゐるのは、自衛体制を整備することが侵略を防ぐことになるといふのであります。で、整備するんだといふのであります。かりに、あなたが今具体的な話を思ひ出して、一番手つとり早くして十八万名と考へてゐるの、これはどういふ程度の侵略を防ぎ得る整備と考へるかといふことになるわけですね。たとえば十五万名でいゝかもしれません。あるいは二十万名でなければならぬといふ結論が出るかも知れません。が、それぞれの出る結論といふのは、さういふ場合における侵略といふことが前提にならなければ、やつぱりきまらないじゃないですか。さうでしやう。ただ、然と整備、整備といふものが対象になるわけですね。その侵略の構想、規模といふものを考へないで自衛体制を整備するのでは、おおよそ無意味なんです、あなたの立場に立つた

らば。この理論だけは私はわかると思ふのです。ただ、然と整備といふのは、どこが整備の段階といふことになつてゐるのか。その対象は、あなたの考へる通りに侵略が対象になつてゐるんですから、侵略を防ぐための整備体制といふことを考へてゐるのでありますから、その侵略といふ構想がわからずに、あなた整備なんかできるものじゃないです。

○國務大臣(船田中) 防衛庁の試案として持つておられます、先ほど御説明申し上げました昭和三十五年度において達成すべき最終目標といふものが、防衛庁としてどういふところから考へ出されたかといふことに、まあ今の御質問はなると思ひますが、これはもちろ防衛上万全とは言へないと思ひます。しかし、まず侵略が起つたといひまして、その侵略を一時防ぎ得る、もちろんわが国の防衛につきましては、今の日本の力だけではこれはできませんから、従つて日米安保条約、行政協定によりまして、現実には侵略が起つた場合には、日米両国政府の間に起きまして、日本の国土の防衛をいかにするかと、どういふ共同作戦をとるかといふことの協議をするということになり、またおそろくさういふ場合において、は国連に提訴するといふふうな、あらゆる防衛の手段を講ずることになつてゐると思ひます。しかし全く無防備でありますれば、ただ壊滅をするといふことになりま

す。それで、さういふ場合におきましてわが国の国土を一時防衛する、守る、それに足るだけの海上、またそれを確保するに足るだけの海上にあるいは航空の自衛体制を整備する、こゝう考へ方です。あなた

○永岡光治君 どうも私の質問がのみ込めていないように思うのですが、一時的にしろ、あるいは一時がまあ十日になるのか、一月になるのか、二月月になるのか知りませんが、一時を防ごうと。これは理想的な完全な体制ではなく、自分の国で全部防衛という考えではないということもわかりました。しかし三十五年十八万名で防衛するといふ、そういう侵略のやっばり基礎といふものはこれはあるはずですよ。

その内容において、たとえば陸上自衛隊を整備した際に、侵略はどの程度の侵略ならば防衛のですか。その構想がなければ、むちゃくちゃに十八万名とかいふが、十萬名でもいいかもしませんよ、二十萬名でなければいかんかもしませんよ。それは相手のあることですよ。その侵略の規模に対する構想ですよ。それなくしてただ十八万名でいいとか、十五萬名でいいとか、二十萬名でいいというようなことは出てきませんよ。あなたの言うことは、これでは防衛ないというんですから、その十八萬名にして防衛するという構想は、一カ月の場合はこうだ、二カ月の場合はこうだということがなくては、国民に対して責任を持てないでしよう。あなたの立場に立つならば、そういう無責任な数の決定というものはあり得ないと思うのです。ですから三十五年度における十八万というものは、この侵略の規模というものは、この程度の規模ならば防衛するという構想がなければならぬと思うのです。それなくして十八萬名とか二十萬名とかいふことをきめるということは、国民にとつてはなほだ迷惑だと思ふ。おこがましいと思ふ。

それで私は具体論を申し上げますが、十八萬名ならばどの程度の規模の侵略に対してたえ得るんですか、その侵略の構想はどう考えておられますか。十八萬名を対象とした際の侵略の規模はどういうことになりますか。

○国務大臣(船田中君) これは侵略の規模はどの程度にあるかといふことは、これはなかなか簡単に言ふことではないと思ひます。しかし、ただいま三十五年度において最終目標として陸上十八萬、海上十二萬四千と持っておりますが、陸上十八萬といふことは、これは米陸軍戦闘部隊の漸次日本から撤退していくといふことをも考慮いたしまして、なるべく早い機会に外国軍隊の駐留をやめても、日本の国土の安全が保ち得るような基礎を作ると、こういう建前でも、もちろん一方においてはあるいはあるかもしれない侵略といふものを考えまして、そうしてこの十八萬という数字を一応出した次第でございます。

○永岡光治君 時間がまあ半になりましたから、私はいろいろ問題がありまして、次の機会に譲つて、本日のところはこれで私の質問は一時終了します。○委員長(青木一男君) 暫時休憩いたします。一時半より再開いたします。

午後零時二十九分休憩
午後二時三十二分開会
○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員変更について御通知いたします。本日菊川孝夫君が辞任されて、その補欠に亀田得治君が選任されました。

○委員長(青木一男君) 調達庁の問題について質疑をお願いいたします。

○吉田法晴君 前立川飛行場の拡張の問題につきまして質疑をいたしましたところ、実情がわからぬといふので、調達庁不動産部長であります。実測をしてきて答弁をするといふことになっております。それから小倉のキャンプの二側におります林田一君の補償の問題についても、実情がわからぬから、調べた上で答弁をする、こういうことになってまいりましたので、簡単に二点について御答弁願ひます。あるいは後でもかまいません。

○政府委員(丸山信君) ただいまお尋ねの立川の飛行場の滑走路工事につきましてお答えいたします。ただいまの滑走路のうち、これは御承知の通り約五千フィートございまして、その南北端にいわゆるオーバーランという部分で、飛行機が滑走路以外に滑走のことが生じた場合に備えた地域、オーバーラン地域がございまして、南が九百五十、北が八百五十のオーバーランがございまして、このうちにコンクリートのベープメント工事を行ひまして、南の五百フィートを滑走路に、それから残りの四百五十フィートをオーバーランとして使用し、それから北の方ではオーバーランの八百五十についてコンクリートのベープメント工事を行ひまして滑走路にするといふことで、その点工事が完了してあります。従つて現在滑走路の長さは六千三百五十フィートになっております。この滑走路の完了

予定は、御承知の通りあそこは、完全装備をしたジェット機には九千ないし一万の滑走路を使用するのであります。あそこは主として修理を行つたためのものであるで、完全装備に至らざる程度のものではよい、こういうことで七千フィートを滑走路にする。従つて今問題になっておりますところの拡張区域に關しまして、約六百五十フィートを滑走路にいたす。それからその先のお四百フィートにオーバーランの工事を行ひ、こういう予定になつております。

○吉田法晴君 七千フィートという点は、この前お尋ねいたしました訴訟における答弁書と、今やつとまあ一致をしたわけでありまして、実測をしてきて云々といふ点であります。六千三百五十フィートといふことですが、私どもが別の機会に知りまして、ところで六千七百フィートと承知をいたしておりました。違ひますか。今、六千三百五十フィートといふお話のようでしたが……

○政府委員(丸山信君) 現場につきまして、私どもの事務所調査いたさせましたところが、現在の六千三百五十フィートと、こういうことです。

○吉田法晴君 じゃあ細かい点は省略いたしますが、これから拡張しようとするところが、ほとんどオーバーランであるといふことは、これはお認めになられますか、いかがですか。

○政府委員(丸山信君) これから拡張しようといふ部分の約七割はやはり滑走路でございまして、あと三割五分程度がオーバーランになつております。合せて千フィート余りと考えます。

○吉田法晴君 その点は、これはまあ

小さい数字になりますから、また後に譲ります。

それから小倉の点……

○政府委員(丸山信君) 小倉の、お話の点は詳細、不動産部長が今これから御説明申し上げます。

○吉田法晴君 ながながと説明されては迷惑をいたしますので、それはあとで一つ御説明をいただくことにいたします。細かい点……

調達庁が労働大臣の担当でございまして、先般来いろいろ閣内御論議があつたようでありまして、防衛庁担当大臣の所管に移されるという方針にきまつたといふことであります。さうであるか。正式にはまだきまつておらぬと、あるいはおっしゃるかもしれないけれども、新しい調達庁長官の選考等についても、防衛庁からも防衛庁長官、あるいは次長等も関与せられたようでありまして、防衛庁に所管がえするといふ方針はきまつたかのように思ふのであります。その辺の経緯と、それからその意味、あるいは理由といふものについて伺ひたいのであります。

○国務大臣(倉石忠雄君) 政府でこの行政機構改革を考えましたときに、いろいろな事情から防衛庁に移管することがよいではないかという意見が出ましたが、それは行政審議会の答申にそういふふうにごさいますので、そのことについていろいろ相談をいたしました結果、なおその時期でないといふことで、やはり調達庁は内閣の一調達庁を担当大臣をきめる、従来通りやつておるわけでございますが、調達庁長官が病氣のために今度おやめになることになりまして、その後任につきましては、防衛庁

と調達事務というものは非常に関連性のあるものでございまして、仕事の上でも関連があるし、従ってお話し合いいたすのに、両方よく理解のあるような人物を調達庁長官に選ぶ方が好都合ではないかと、私の方から、担当大臣の方から防衛庁長官にお願いをいたしまして、両方で適格性について御相談をいたしておる、こういうことでございまして。

○吉田法晴君 それでは調達庁を防衛庁担当に所管がえをするという点はまだきまつておらぬ、こういうことですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) さようでございまして。

○吉田法晴君 仕事に關係があるというの、どういふことなのでしょう。

○國務大臣(倉石忠雄君) このことは立場によつて、それぞれ所見を異にされる方もあるかと思ひますが、私どもは日本の防衛力が自分の力だけでは十分だと考へまして、従つて日米安全保障条約を締結いたしました、それによる駐留軍というものを認めておるわけでありまして、その駐留軍のいろいろな仕事につきましては、これが円滑な運営ができるために、調達庁というものを設けてやつておるわけでありまして、將來日本がなるべく早い機会に、われわれの自力で防衛をやつていきたい、そういうときには、現在のたとへば航空基地なども、自衛隊が使用されることになるであらう、従つて仕事の上で同じ防衛という目的、それから仕事の上でも、事務的にいろいろな關係があるからして、防衛庁が今のようにお世話下さる方がよいではないか。

か、こういう考へ方でありまして。

○吉田法晴君 そうすると、基地のことも、米軍とあるいは自衛隊と共用をしたりいたしておられますが、そういう基地についても関連性があるから、こういうこともあるのですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま申し上げましたのは概念でありまして、従つてそういうふうにして防衛庁でやつてもいいことがいふではないかと考へて、一つそういうことが一番妥当であるかどうかということについて、特に行政審議会の答申案なども出しておるものですから、そういうことについて諸般の研究を、今關係事務當局を集めて検討をさせておるという経過であります。

○吉田法晴君 先般米基地問題について、關係閣僚懇談会で、閣僚の間に今新しい組織ができたやうであります、これはどういふ意味で、どういふ任務をもつてお作りになりましたのか伺ひたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) このことは私から希望いたしました。いろいろな基地の問題につきまして、たとえば滑走路を延長して参る途中に道路があるとか、あるいは水路が横断されておるとか、それからまた付近に学校があるとかといったやうなことで、このことはもちろん政府として責任を負うのでございまして、調達庁担当大臣が単独でやつてもいいやうなことでございまして、建設省あるいは自治庁あるいは防衛庁といったやうな、その仕事に關係を持つておる責任者に集まつていただいて、それで地元が、滑走路拡張のために水路をどういふふうによつてもらいたいといったやうな希望があるときに、調達庁担当大臣がそこですぐ回答のできないやうなことを、まず連絡閣僚會議で基本的な考へ方をまとめれば、地元の方々に対する御要望にも応ずること早く便宜になるし、そういう意味で、円満にこれを遂行いたして、その目的を貫徹するために、こういうやり方が一番いいではないか、こういうことで御協力を願ふことにいたしましたわけでありまして。

○吉田法晴君 御説明によると、連絡を円満にするというだけのことでありまして、その前に、基地問題について強硬措置をやる、あるいは強制収用をやる、こういうやうな方針が報ぜられておられますが、そのあとで、關係閣僚懇談会といふんですか、閣僚會議といふものが設置されるということになつた。そのうちいふと、その前にはダレス國務長官の訪日、しかも、かつてない氣勢のよい二十六時間であつたという談話が、あとで発表されておりました。あのダレス米日の會議の際に、基地問題について要請があつたという記事、あるいはそれと前後して、アリソン大使から要請があつたという記事等もあつた。そういうアメリカの要請によつて閣僚會議を持ち、あるいは強硬措置をもつて基地問題について臨もう、こういうことで閣僚會議を持たれ、あるいは強硬方針が出されたかのやうに、世間は印象を受けておられますが、ダレス米日と組織あるいは方針といふものと關係はございせんか。

○國務大臣(倉石忠雄君) ダレス米國務長官と日本の政府の人々が、どういふ會見をいたしたか、私は承つておりませんが、少くとも、このたびの基地問題に対する連絡協議會は、私が提唱いたしましたので、今申し上げましたやうに、建設大臣あるいは農林大臣等と、そういう先ほど申し上げましたやうな事柄について、すみやかに話し合ひ機會をいつても持つておるやうにして、そこで最高方針をきめていただいて、そして地元の方々の御要望にもできるだけ応ずるということがいいではないかと、ただそれだけでありまして、吉田さん決して色めがねで見えておいで下さるというわけではありませんが、今の話を聞いておつて、うっかり、ナス畑で靴のひもなんか結ぶものではないといふことを、よく痛切に感じたわけでありまして、私はもうダレスさんの来訪とか、アリソン大使からどういふことかといふことでなくて、これは全く調達庁担当大臣として、なるべく早く地元の方々の御要求をどうやってできるだけ満たして、そして円満に解決し得るかといふことのためにだけ設けたのでありまして、他に何ら考へ方はありません。

○吉田法晴君 それは、關係はそれで御否定になりましたが、強硬態度、まあ新聞には大きく報ぜられました。これはお認めになつておられますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) その強硬態度といふのが、私も新聞を見て実はびっくりしたのであります。朝日新聞の私の友人の記者が来られまして、基地問題についてどういふやうなことをかといふことで、立川については経過はさういふことだ、まことに残念なことであるが、やむを得ないので、これは収用委員會というやうな手続にならなければならぬかもしれないといふことを話したばかりであります。

ところがその翌日新聞を見ますといふと、小牧とか、木更津とか、とんでもないところが書いてございまして、で、地元の代議士さんたちにも私はきのう新聞社の方にお話ししたのはこういうことであるといふことを申し上げて、誤解のないやうに釈明をいたしたやうな次第でございまして、強硬態度といふのはどういふことか、別にいわゆる強硬態度といふものを特にきめたことではないわけでありまして。

○吉田法晴君 同じ記事であつたかどうか知りませんが、期日についても六月末日、米會計年度までに五つの飛行場の拡張については強硬措置を講じて、基地の拡張を六月末日までにやりたい、こういう方針が政府の方針として伝えられておりましたが、その点はそれでは今と同じやうに……違ひますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私が就任いたしました間もなく事務の引き継ぎをいたしまして、前任者からこれは米會計年度の六月までになるべく完成して引き渡したものである、こういうお話でございまして、政府も一応さういふ考へになつておつたものでありますから、その通り申し上げました。今日なお遅れておることを非常に残念に思つておるわけでありまして。

○吉田法晴君 今の方針はどのやうなものであります。六月末日までというお話と思ひますが、けさの新聞であつたかと思ひますが、六月中に一部でも解決するやうに強く要望したと言われる、これはダレス長官がですよ、そう書いてある。しかしこれは實際の状態で遅れるといふことが確定的になつたので、本年十月ごろを目標として

打ち出してある、こういうことが書いてあるのをごさいますか、どつちなんでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) その新聞記事のことは一向存じませんが、私といたしましてはすでにとうとうに拡張が完成しておられなければならないのに、今日の事態であることをはなはだ残念に思っておるわけでありまして、できる限り早く完成いたしたい、こういうふうに考えております。

○吉田法晴君 そうすると、六月末日、米会計年度の終りというのには日本の政府が予算を計上しておやりになるのに、六月末日というのはどうして関係があるのでございませうか。先ほどダレス氏、あるいはアリソン大使からの何の要請もないというお話がございまして、ないのに日本のあれで、事情でおやりになるのならば、日本の会計年度というものが基本になりましよう。アメリカの会計年度は問題にならぬと思ひます。それはどういふ工合に説明されますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私が前任者から引き継ぎましたのは予算の問題ではございませんで、大体米会計年度の六月までには完成になるのだ、こういうのが日本の政府の目的である、こういうことでございましてから、六月までに完成をしたいということで鋭意努力を続けてきた、こういうことであります。

○吉田法晴君 納得がいきませんけれども、時期の説明がありませんが、時間がございせんから続けたいと思ひます。

調達庁長官、今井さんという方、任命されることがきまつたようで、まだ

発令されたかどうか知りませんけれども、きまつたようであります。今井さんの経歴が新聞で報ぜられるところでは、警察官の、旧内務官僚だということとであります。その辺にも何か基地問題についての政府の方針というものが出ておるのかどうかであります。強硬態度、それから出て参る、登場してこられる新調達庁長官が、警察官の旧内務官僚、そうすると、私もその選考の方針がそういうところに落ちついたということから、去年のような頭を下げた調査、測量をやるという段階にも、ああいう警察を何千と動員した強行、いわば暴力とでも言うべきことが行われましたが、ああいう警察的なやり方で、あるいは警察の実力行使的なやり方でこれからの基地問題をおやりになるのかのような印象を受けるのであります。そういう御方針が新長官選考に絡んでおつたのかどうか、関連して今後の方針を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 今井さんという方はまだ決定いたしましたわけではございせんが、非常に人物もよろしいし、ことに内務省に勤めておられたことを聞いてみますと、非常に話のまとまりやすいことについて人格の円満な方であるということ、私は警察におつたということとを特に選ぶ材料としたのではなくて、やはり内務省などで地方の方々により多く接触した、しかもその話し合いを円満におやりになるといったような方が一番いいではないか、こういうことで我々の候補者を選んで選考いたしましたわけでございますが、決して新しい長官ができて、そのために今、吉田さんのおっしゃったような、いわゆる強硬な方

針、そういうふうなことをさせるために調達庁長官の人選をいたしておるわけではないのであります。そういう方針はどこまでもやはり政府の方針でございませうから、政府としては無理をしないで、できるだけ納得していただいて、そして円満に話を進めていこうという基本的な方針には新調達庁長官がだれになりにしても変りないわけでございます。

○吉田法晴君 基地問題についての政府の方針を承わりたいのですが、これは隣りに坐つておられます船田長官にむしろ承わつた方がいかと思ふのですが、先ほど来労働大臣が説明をされたように、米軍の基地とそれから日本の自衛隊の基地というものが防衛というところで関連をしておる、こういう御説明、これは政府の方針でしやう。そうしますと、日本の基地が米軍の基地を中心にしたしやうでだんだん変つて参つておられます。一番大きいところでは、かつては沈まない航空母艦というもので、大陸に対するこれは防衛の基地という説明がありました。ところが最近では戦艦あるいは防衛というものが、原子兵器というものが切り離せなくなつて、基地は原水爆攻撃の基地となり、その次の瞬間には原水爆の攻撃を吸収する吸収的機能を持つに至つておる。従つてむしろ固定した陸上の基地よりも、四万トン、五万トンの航空母艦と、それから爆撃機も出るしあるいはロケットの攻撃もできる、こういう航空母艦等が、大型の航空母艦等がさらに重要な意味を持つてきておる。かりに日本の基地から攻撃がされるならば、アメリカの空軍その他は退逃をするであらうということが言われ

ております。そういうように、日本の持つております基地の戦術的、戦略的な価値の変更がございませう。そういう小さいところは整理をして、大型の飛行基地を中心とする、こういう段階に、先ほど日本の自衛隊と、それから駐留軍とは、防衛ということではこれは関連がある。なお実際の例でありますけれども、米軍基地を教育、訓練といふ目的で日本の自衛隊がやや使いかけているという実態等もございませうが、そこでこれは防衛担当の船田大臣に、こういう基地問題に対して、この米軍基地に対してあるいは自衛隊の基地についてどういふ方針であるのか、なお依然として従来のように大型のジェット爆撃機が発着し得るような基地を是非でも拡充をして参りたい、こういう従来の米軍の戦略的な方向について強力に推進をする、こういう御方針なのか、それとも河野農林大臣は、まあこれは日ソ国交の問題に関連してでありますけれども、必ずしてアメリカの言うなりばかりになつておるのではない、こういう御意見等もございまして、あらためてここで二人そろつておるときに一つ政府の所見を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(船田中君) ただいまの御質問でございませうが、先ほど調達庁担当の労働大臣から御答弁のありましたように、米軍の使つておる基地、そしてこれをある程度拡張するということにつきましましては、これは日本政府として米側に約束しておることでありまして、今の飛行機の状況から見ましてある程度の拡張はぜひ必要である、それを先ほどお話がありましたように、なるべく円満に、しかもすみやかに

実現するために関係の閣僚がこれに協力をするということがきつて必要である。政府全体の問題としてこの問題を一日も早く円満に解決するようにしたいということから、先ほど労働大臣の御説明にありましたように基地問題関係閣僚協議会というものを閣内に設けまして、その実現をはかるようにいたしたわけでございます。今後この基地をどの程度に拡張し、また自衛隊がこれに対してどういふ使用方法をとるかというところにつきましては、いづれ、わが方のものになりましたときに、十分これを活用していくようにしなければなりません。今後ことさらに自衛隊として非常に大きな基地を作らなければならぬか、あるいはもう少し小さいもので間に合うかという点につきましましては、これは今後十分検討を参りましても、今直ちにどういふ規模のものを作るのがいいかということの最終的決定は私はできないと思ひます。さしたる問題といたしましては、米軍に約束しておる基地の拡張ということはなるべくすみやかに円満に実現するようにいたして参りたい。そのためには防衛庁といたしましてもできるだけの協力をする、こういうことで参りたいと思ひます。次第であります。

○吉田法晴君 今の御答弁ですと、五つの飛行場については、これは日本の政府として必要であるから拡張して提供するという方針というお話ですが、しかし米軍撤退もあつて云々というお話ですが、それではよく言われましたように、日本の防衛上基地の五つの飛行場の拡張が必要だ、しかしそれは米

軍撤退ということであるいは米軍が使用わなくなるかもしれぬ、それは日本の自衛隊でその後は使わしてもらう、こういうことなんですか。

○国務大臣(船田中君) 米駐留軍が将来撤退することになりますれば、今の米軍の基地は要らなくなるわけですが、しかしそれが日本の自衛隊がだんだん整備されていきましたときに、これをどういうふうに使つかということについては、まだ何もきまつておるわけではございません。米軍の撤退の時期は全然今のところはわからないのでございますから、従って米軍が撤退したならばどうするということは今のところは自衛隊としては考えておらないわけでございます。

○吉田法晴君 私はけさの読売の漫画ではありませぬけれども、アメリカのいうことばかりをきいてははいられないというふうな河野氏の発言もございまして、それから鳩山首相なりあなたなり、安保条約なり行政協定の改訂はしなければならぬ、こういうお話です。そうすると、米軍基地の撤退を求めるといふこともこれはございまして、もう、そういうあれの中に、で、防衛は日本の問題だ、こう言われるから、それでは米軍の撤退、あるいはそれは空軍にも関係あることか、そして撤退したあとをどういう工合に使うかということとはきまつてないでしよう、きまつてないかもしれないけれども、空軍、海軍を含んで米軍の撤退を求め、そして基地の減少をはかる、こういう御方針があらぬのかどうかということをお伺つたのであります。

○国務大臣(船田中君) 今のところはそこまでまだ具体的に進展してはおりません。従来しばしば申し上げておるのは、昭和三十五年までに最終目標としてお示し申し上げておる自衛体制が整備されることによりまして、米軍撤退の基礎はできませぬけれども、しかし米軍が果していつ撤退するかということには国際情勢ともよく勘案をいたしまして、そうして日米両国政府の合意によつて行われることではございまして、その時期というものは今まだわかつておりません。従いまして米軍全部が撤退した後、どういう使用方法をするかというふうなことにについては、今のところはまだ何も考えてはおらないというのが実情でございます。

○吉田法晴君 ほかのところはいいですから、三十五年なら三十五年後に計画が完成したら米軍の撤退ができるといふ説明でした、従来。その米軍撤退という中には海軍、空軍も含まれて、そして米軍の基地がなくなる、あるいはなくともいいたい、こういう要求を含んでおるか、その点をお尋ねしたい。

○国務大臣(船田中君) まず米軍の撤退は陸上の戦闘部隊の撤退ということから始められて、今年中には一万余の撤退が行われると思ひますが、現在のところはそれだけについて考えておるのでもございまして、空軍、海軍までどういう時期にどういう方法で撤退するかということについてはまだ何ら考えておりませんので、従つてその後のことを仮定してこうするだろうということとは、今のところは考えておらない次第でございます。

○吉田法晴君 それからこれは、まあ米軍の日本の要所々々といひますが、飛行場なり基地を作るについて、従来

の飛行場跡なり、あるいは演習場跡なりといふものを使つておるわけでありますが、最近に至つては自衛隊をも含んで、旧陸海空軍で使つておられた演習場、射撃場、あるいは航空隊跡全部についてほとんど使いたいといふ、あるいは誘致運動を起したりといふようなことをしておられるのであります。これはまあ一つ一つあける時間がないのですが、実際問題としてほとんど全部について起つておる。で、これらについてどういう方針なのか、米軍それから自衛隊の同じようなものについて、キャンプあるいは射撃場、演習場、航空隊あとを使い御方針があるのかどうか承りたい。

○国務大臣(船田中君) 昭和三十一年度の予算化したものにつきました、ただいま御指摘のような飛行場あるいは演習場等については、これを適當なところを獲得しようといふことで研究を進めておりますけれども、それから先の昭和三十一年度以降の計画につきました、これもたびたび申し上げておりますように、まだ計画が立つておりませんので、従つて飛行場を作るとか、あるいは演習場をどこに設けるとかといふようなことについては、まだ研究はいたしておりません。

○吉田法晴君 それではあとで個々についでお尋ねをいたしたいと思ひます。

それでは、米軍の基地と自衛隊との関係についてどういふ御方針なんですか。あるいは部分的に、たとえば九十里浜でも自衛隊が教育を受けているのだといふことで、実弾射撃をしておたり、いろいろしているわけですね。これは各地において、ですから、

これはほんとうは非合法です。米軍の基地といふことで提供をしておる。ところがいつの間にか自衛隊が入つて使つておるといふことなんですが、そういうことでだんだんまあ米軍の基地をも自衛隊に使つていくという部分を多くしていくという方針なのか。米軍の基地と自衛隊との関係についてどういふ工合な御方針であるのか、一つ承りたい。

○国務大臣(船田中君) 米軍の基地として提供いたしておりますものを自衛隊が使つてもらうという例もありますが、それは自衛隊の教育訓練のために必要な場合において使つてもらつておる、米軍の使用の範囲内において、自衛隊の教育訓練のために必要のときに使つてもらつておること、こういう関係でございます。

○吉田法晴君 米軍に提供した、あるいは貸したといふものについて自衛隊が使つておらうならば、別に契約をすべきであるし、あるいは補償なら補償をすべきである。これは法律関係なり何なりが別だと思ひますが、非合法をあえてし、あるいはそういう点についてはこれはいいと思つておられるのですか。それとも今のうちに、むしろその非合法をだんだん拡大していこうと、こういうことなのですか。

○国務大臣(船田中君) これは先ほど申し上げた通りに、米軍に提供した基地を自衛隊が使つてもらうといふのは、全く自衛隊の教育訓練の範囲内において使つてもらつておるといふにすぎません。従つてそれから起る補償については、原則として調達庁の関係の仕事として、米軍の使用に対して補償をするといふことでございます。

○吉田法晴君 その点もこまかい問題がございしますが、時間がありませんから次に参りますけれども、基地、特に米軍基地の場合ですが、基地とそれから他の法益、たとえば秋吉台の場合には、国定公園それから九十里浜その他漁業があります。それから農業、あるいはその他基地の中にあるいは基地周辺の住民の生活、場合によつては生命までもございしますが、その基地とそれから他の国民の法益との間についてどのように調達庁担当の大臣は考えておられるのか。この間は、場所を忘れましたけれども、付近の住民が焚火を取りに行つたといふことで銃殺をされた、命までも奪われておるわけでありました。国民の幸福を守るのは政府の責任だと思ひますけれども、基地の場合には、米国のためなら何でもやろうといわれるのか、あるいは米国のことであらうとも、アメリカの言うことは聞きは聞いておられぬ、国民の生活は守るべきだ、こういう御方針なのか、これは一々例をあげると困難かと思ひますが、一般的な方針を調達庁担当大臣に伺いたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) お尋ねを受けるまでもございせん、行政協定に基いて、政府側はその約束に基いて、あるいは基地の提供物資の調達といふことをやるだけでありまして、それによつて日本の国民に対する被害が大小にかかわらずあるという場合には、政府は、先方の過失その他先方の事由による場合には、先方に補償の要求もいたしますし、日本人を保護することという点においては、毛頭遠慮することなく政府といたしましては人権を擁護し、国民の利益を保護するためには

私が申し上げるまでもなく、去年の九月十一月に測量させてもらいたい、これはきまつた拡張をするわけでない、あるいはするかしらないか、強制収用するかしらないかという段階で、させてもらいたいというときにああいう警官を使って、いわば人の土地に暴力的に入つて測量せられるという事態が起りました。それに対してあるいは地元の人々あるいは世論がどういう反響を示したかは、これは私が申し上げるまでもありません。あらためて砂川の子供なり婦人の文集を讀み上げる必要はないと思ひますが、そこでその直後、あるいは総理にあるいは労働大臣に會つて、よく地元のあるいは聞いてもらいたい、こういう話がございまして、総理にもにもなく聞かれた。あるいは労働大臣は行かれたけれども、ほんとうにひびき交えて話を聞くということはされなかつた。そしてこの間から二週間の期限で、強制収用と申しますかの拳に出てこれたわけでありまして、それは先ほど言われた方針と違ふところのあります。そこでなおまあ二週間は切れたわけでありまして、私はそういうけんか腰で人の土地に強制的に入つて、けがさせてまで測量をし、その後会つてくれというのに会ひもしないで、なお強制的に収用するというのでは、実際にこれは円満に収用するといふわけには参らんと思ひますが、あるいは測量せられようという他の部分、これはクリアランス・ゾーン、滑走路以外ですから、その他のについても同様の強行測量をやり、あるいは一部においては告示をしなれば町長罷免ですというふうなことが飛んでおりますが、主として今後

残されておるのは、オーバーランとかクリアランス・ゾーン、そういうものを測量したい、あるいは使いたいというところで、なお従来通りのわからずやの間答無用式の態度でお出になるのか、これはほかのところについても同じです。もう少し具体的に承わりたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) わからずやと言われるのはまことに困るのであります。私どもの方はもう今日まで、今吉田さんのお話では、一回も会つてないようなお話でございますが、そうじゃないのでして、私が就任いたしましたのが去年の十一月でございますが、そのころ東京都知事が買つて出てくたして、何とかこれは円満にしくちやならないといふことで、東京都知事は、地元のいわゆる反対の方々にしつばしは意見を交へまして、そこで私も一つお目にかかろうではないかといふことで、そこが地元の方と私がお目にかかるといふと、通信機関などいろいろ大騒ぎをされるだらうといふことで、ごく内密に教時間お目にかかりました。そして町長さん初め反対派の方々に、十分政府の意のあるところをお伝えいたしました。そこで一ぺん何しろ地元を見ようじゃないかといふことで、ある日私が調達庁の者を連れまして、地元を一日よく現地を实地に拝見してまいりました。横田も一緒に参り参りましたが、そこでその後も都知事があつたをいたしまして、いろいろできるだけのことを都として、やつて上げたいし、政府としてもできるだけのことをいたしたい、それについて一つ地元の方で何か案があるならばそれも示してもらいたい。しかし要

は、最終的にはこの滑走路及びオーバーランの延長はぜひやらなければならぬのだから、その点を前提として御協力願ひたいといふことで、先般まで引き延ばして参つたのであります。事情いろいろやむを得ないといふことであつて、期限付の回答を求めたようにな次第であります。しかし私どもの方ではなおもう少し、一つ地元との御協議をしてやりたい、こういうことで、今よりその点について苦慮して、相談をいたしておる、こういうわけであり

か、これは具体的な点になります。が、伺ひたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 今申し上げましたように、政府は、期限は切れましたけれども、なお御相談を続けていふような次第であります。無理はしない。できるだけ納得していただくように努力をいたしまして、そこでどうして最終的にだめだといふ方について、やむを得ず法的措置を講じなければ、拡張を妨げられるといふことであれば、いたし方ございませんの、それをやる以外に方法はないと考へております。

○吉田法晴君 たとえはそれを町長罷免も許せぬとか、それからもう一つ、新潟等の点において、新潟県知事を呼ばれて、どうかつされたか、恐喝されたか知りませんけれども、そういううわさ等も伝わっておりますが、そういう御方針、あるいはそういうことがございしたか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 町長罷免と考へたことはございせん。新潟の問題でございせんが、新潟の知事さんは、御承知のように参議院にかつて議席を持つておいでになる方で、知事さんの方がかえつてどうかつされるほどしつかりした方でありまして、私が知事さんをどうかつするなんていふことはとても夢にも思はないことであります。第一そういうことでなくて、北村さんばかりで同じ党籍を持つておりましたし、あそこ代議士にもたくさん友人がございします。上京されることに、私の選挙区と隣り合つたところでありまして、たびたび一緒に食事などいたしておりますので、そのときに

は新潟の話も出ますけれども、また何の具体的な御相談もいたしたことはありません。

○龜田得治君 先ほど吉田委員からちよつと尋ねられた点ですが、砂川の問題がこじれてきた場合には、地方自治法の百四十六条による罷免の措置ですね、こういうことも許さないといふ意味のことが新聞に若干載つてゐるわけですが、今大臣はさうなことは考へておられないとおつしやつたが、私はもちろんその通りであるべきだと思ひますが、しかし全然さういふ考へのないものが、ああいう記事になつて出てくるといふふうなことも想像されないので、たとえは収用問題でも、強制措置はなかなかやりませんと言つても、最後にはやはり出てくるわけですね。だからこゝろは問題も、もちろんそういうことは考へておられますが、どうしてもしやうな考へがあるのかないのか、もう少しその辺の腹の中を詳細にお答え願ひたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 基地の拡張を完成したいといふことは考へておりますが、ただいまの町長さんの罷免とか何とかいふことは、実は今この席で私初めて承わつたことであります。今までもそういうことを考へたことはございせん。

○龜田得治君 調達庁の方がさういふことを考へたにせよ、あるいはあなたの方の關係者が、若干だれかにさういふにおいするやうなことをおしやべりになつたことはありませんか。(あるんだ)と呼ぶ者あり

○政府委員(丸山信君) 砂川のことでは

先ほど吉田先生からお話がありましたので、若干今のお話に合せまして昨年来の事情を申し上げますと、昨年の五月六月ごろかと思いましたが、初めて測量をお願いに現地に参りまして測量等をお願いしました。町当局の御反対で、実は道路の上でもトランシットがひっくり返されるか、あるいは溝に落ち込むとかというふうなことで測量になりませんでした。それから、それから結局いろいろ手を尽しましたが、町当局終始反対で、調達庁とは話し合いというよりは話もせぬというふうな事態になりました。どうにもやむを得ないのでございまして、立川の飛行場に関するもののみは実は昨年の十月の十四日に取用してもよろしい事業である、(亀田得治君「簡単に一つやって下さい」と述ぶ)事業の認定を受けまして、そしていよいよ砂川事件として騒がせました十一月の測量は、実はあれは土地取用法に基づく措置のものでございまして、(町長罷免の問題だけでいいのだ」と呼ぶ者あり)それでその当時内部的には、お話し通りのあの町の態度に対してどうすべきかというところで検討は加えたことはございませうけれども、それを具体的に移すような措置を外部に相談した事情はございません。

後の問題は、当初考えられるときにはそういうことも議に上ったという程度でございまして。

○亀田得治君 私はいくつかが議に上ることだけでは不十分だ。これは不可解だと思ふのです。ともかくいろいろ軍事基地の問題は、少くとも国民の多数の方が相当これは疑問を持つておられる問題なんです。その町長はその町民から選挙されて出た町長であり、少くともその現場の町民は非常な反感を持つておられるわけなんです。これは皆さんもわかっておられるはずなんです。そういう状態の中において仕事を若干うまいかぬからということで、例のな

て……。事務当局にそういう点があったというところが、いつとはなしに関係地元の方に漏れているのです。それで町民はもしや政府は町長を罷免しはしないだろうかというふうなことで、ますます町民の政府に対する信頼をなくなしつつあるというのが現状だと思ふのです。そういう点から見まして、これは私はやっぱり事務当局としてはそういう罷免の議を少くとも話しをしたというだけで、私はあなたとして調達庁の方に、調達庁の担当大臣として、その点に關して何らかの釈明をなさるべきではないか。

○亀田得治君 簡単に一つやって下さい」と述ぶ)事業の認定を受けまして、そしていよいよ砂川事件として騒がせました十一月の測量は、実はあれは土地取用法に基づく措置のものでございまして、(町長罷免の問題だけでいいのだ」と呼ぶ者あり)それでその当時内部的には、お話し通りのあの町の態度に対してどうすべきかというところで検討は加えたことはございませうけれども、それを具体的に移すような措置を外部に相談した事情はございません。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほどの事務当局のお話はいくつか検討したことを受けて申し上げたのと存じますが、私が就任いたしましたことはそういうことを協議いたしましたこともございせんし、この問題はきわめて大事な問題でありますから、最終的にこの成果を収めたという私どもの希望はぜひ御協力を願わなければなりません。今のようなお話についてはもちろん慎重に検討して、そして地元と納得するのの上で所期の目的を達成するように努力したいと思つております。

○國務大臣(倉石忠雄君) そのことは、今これがどういふふうな、どうなった場合にはどういふふうにしなればこれは動きがとれないのだからというふうなことに、たぶん事務当局が検討したというのを率直に丸山次長から申し上げたのだらうと思ひますが、今のようなお話を最終的に断行するには、お説のように私が命令をいたさなければいけないことでございませう。しかしそれとてまた調達庁がやる、調達庁担当大臣がやるべきことではないのでありまして、御指摘の通り政府が考えることでありまして、今の内面的なお話をあまり正直に、こういうこともありましたというのを申し上げておしかりを受けているのだらうと思ひますが、そういうふうな問題については、先ほどから申し上げておられますように、私の方ではできるだけ地元と納得するまで話し合ひをいたして、そのために予定よりもおくれしておるような次第でありますから、せつかく今日までだんだん詰つてきたのでありますから、そういうことは地元とできるだけの御協力を願うように努力をいたしますから御了承を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 調達庁のやりましますことの最終責任は私が負うのでございませうから、よく地元の方々と、今も連絡をとつておりますが、今堀さんのおつしやつたように、そのことが伝わつて非常に興奮しておられるというほどのことは……。最近も実は私は地元の方々と、衆議院の議員さんとお目にかかりました。それは調達庁の役人も知らないところで会つたわけでありまして、それで何しろこれは大事なことであり、政府としては腹をきめておるのだから一つ御協力を願うと、こういうことで御説明申し上げておるわけでありまして、今、丸山次長の申し上げたことを、私どもの方針として何も考えておることでもありませんし、どうぞ一つその点で私どもを御信頼願つて、この上とも皆さん方に御援助をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) 今申します通り十一月取用は法的措置を適用したわけでございます。それに従つて実は土地取用法の四十条の協議も従つて今やつておるところでございまして、その後の問題は、当初考えられるときにはそういうことも議に上ったという程度でございまして。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほどの事務当局のお話はいくつか検討したことを受けて申し上げたのと存じますが、私が就任いたしましたことはそういうことを協議いたしましたこともございせんし、この問題はきわめて大事な問題でありますから、最終的にこの成果を収めたという私どもの希望はぜひ御協力を願わなければなりません。今のようなお話についてはもちろん慎重に検討して、そして地元と納得するのの上で所期の目的を達成するように努力したいと思つております。

○國務大臣(倉石忠雄君) そのことは、今これがどういふふうな、どうなった場合にはどういふふうにしなればこれは動きがとれないのだからというふうなことに、たぶん事務当局が検討したというのを率直に丸山次長から申し上げたのだらうと思ひますが、今のようなお話を最終的に断行するには、お説のように私が命令をいたさなければいけないことでございませう。しかしそれとてまた調達庁がやる、調達庁担当大臣がやるべきことではないのでありまして、御指摘の通り政府が考えることでありまして、今の内面的なお話をあまり正直に、こういうこともありましたというのを申し上げておしかりを受けているのだらうと思ひますが、そういうふうな問題については、先ほどから申し上げておられますように、私の方ではできるだけ地元と納得するまで話し合ひをいたして、そのために予定よりもおくれしておるような次第でありますから、せつかく今日までだんだん詰つてきたのでありますから、そういうことは地元とできるだけの御協力を願うように努力をいたしますから御了承を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 調達庁のやりましますことの最終責任は私が負うのでございませうから、よく地元の方々と、今も連絡をとつておりますが、今堀さんのおつしやつたように、そのことが伝わつて非常に興奮しておられるというほどのことは……。最近も実は私は地元の方々と、衆議院の議員さんとお目にかかりました。それは調達庁の役人も知らないところで会つたわけでありまして、それで何しろこれは大事なことであり、政府としては腹をきめておるのだから一つ御協力を願うと、こういうことで御説明申し上げておるわけでありまして、今、丸山次長の申し上げたことを、私どもの方針として何も考えておることでもありませんし、どうぞ一つその点で私どもを御信頼願つて、この上とも皆さん方に御援助をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) 今申します通り十一月取用は法的措置を適用したわけでございます。それに従つて実は土地取用法の四十条の協議も従つて今やつておるところでございまして、その後の問題は、当初考えられるときにはそういうことも議に上ったという程度でございまして。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほどの事務当局のお話はいくつか検討したことを受けて申し上げたのと存じますが、私が就任いたしましたことはそういうことを協議いたしましたこともございせんし、この問題はきわめて大事な問題でありますから、最終的にこの成果を収めたという私どもの希望はぜひ御協力を願わなければなりません。今のようなお話についてはもちろん慎重に検討して、そして地元と納得するのの上で所期の目的を達成するように努力したいと思つております。

○國務大臣(倉石忠雄君) そのことは、今これがどういふふうな、どうなった場合にはどういふふうにしなればこれは動きがとれないのだからというふうなことに、たぶん事務当局が検討したというのを率直に丸山次長から申し上げたのだらうと思ひますが、今のようなお話を最終的に断行するには、お説のように私が命令をいたさなければいけないことでございませう。しかしそれとてまた調達庁がやる、調達庁担当大臣がやるべきことではないのでありまして、御指摘の通り政府が考えることでありまして、今の内面的なお話をあまり正直に、こういうこともありましたというのを申し上げておしかりを受けているのだらうと思ひますが、そういうふうな問題については、先ほどから申し上げておられますように、私の方ではできるだけ地元と納得するまで話し合ひをいたして、そのために予定よりもおくれしておるような次第でありますから、せつかく今日までだんだん詰つてきたのでありますから、そういうことは地元とできるだけの御協力を願うように努力をいたしますから御了承を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 調達庁のやりましますことの最終責任は私が負うのでございませうから、よく地元の方々と、今も連絡をとつておりますが、今堀さんのおつしやつたように、そのことが伝わつて非常に興奮しておられるというほどのことは……。最近も実は私は地元の方々と、衆議院の議員さんとお目にかかりました。それは調達庁の役人も知らないところで会つたわけでありまして、それで何しろこれは大事なことであり、政府としては腹をきめておるのだから一つ御協力を願うと、こういうことで御説明申し上げておるわけでありまして、今、丸山次長の申し上げたことを、私どもの方針として何も考えておることでもありませんし、どうぞ一つその点で私どもを御信頼願つて、この上とも皆さん方に御援助をお願いしたいと思ひます。

人が相手の立場を理解しないで、内部でこそそこそこあるまじき問題を考える、そういうふうな頭ではだめだ。そういう人を大臣がお使いになつたのじゃ大臣のつらよこしになりますよ。そこを言つておるわけでありませう。それはなるほどこの問題は表に出ない、またあなたのところまできておらなかつた問題かもしれない。しかしそういうことがいよいよ絶対あつてならないことなんでしょう。こういう問題に、たとえばあなたの方が職権の代行命令をやるという段階があるいは場合によつてはあつかうべきでないといつても、この町長罷免、こんなことは国民感情に反しますよ、これは絶対に……。だからそういうことを軽々しく内部でこそそこそこ話するような者、これは不適任だと思ひます。こういう仕事をおやりになるには、もつと、大臣のような立場であれば、融通性のきき、少くとも相手の氣持だけは了解できるような諸君でなければならぬ。この点を私は大臣も同感だと思ひますが、それでしよう。

○國務大臣(倉石忠雄君) そのことは事務当局にも私は氣の毒だと思ひますが、今、丸山君の言葉が足りませんでしただけでも、立川の飛行場を完成するためには、今こつこつと事態になつておる、これに対してあらゆる角度から検討した、こういうことを率直に申し上げたのでございまして、そのデータの一つの事例にそういうものがあつたといふことであつて、丸山君がもしそういう意思であるならば、そういうことは、それをやらなければならぬといふことであるならば、もう就任當時に前大臣から私に引き継ぎがあるわけでありまして、ただその話し合いの

中にそういうことも一つ出たということとを率直に申し上げたといふことだけでありませうから、事務当局が非常に苦心しておることは一つどうぞ御同情をお願ひしたいと思います。

○龜田得治君 いやこの問題は一応はこの程度にしておきますが、砂川の問題で、条件派の中で協力謝礼金等をもつておる方があります。そういう土地の占有といふんです、管理権といふんですか、これはいつ米軍の方に移るわけですか。私のお聞きしたいのは、ほかに残つておる問題がたゞさんあるわけですね。それらが片づいて、初めて合同委員会を通じてこつたといふことで、政府の方で移されるものかと思ひますが、そういうふうな解釈をしてよろしいでしようか。

○政府委員(丸山信君) 砂川の洲走路拡充につきまして、お説の通り全部の方が御協力いただいて提供できれば、すぐにも工事にかかれるわけでございますが、しかし一部分といへども、それにによりまして、測量その他の準備ができるというものは、向うにかりに引き継ぎまして、そういう行為をやらせよう、こういうことも必要だと考えております。

○龜田得治君 そうすると片づいたものから逐次先方の占有に移すのですか。

○政府委員(丸山信君) 今申し上げました通り、現状においてはまだ作物等もありませう、なるべくその作物等は所有者の方に利用していただくことにしまして、米軍の方の工事が現実的に行われるまでというものは相当余裕がございまして、立ち入り調査、測量程度のことであるならば、現状の通

りまだ耕作を続けても差しつかえないう、かやうでありますので、米軍に対する何と申しますか、使用の範囲というものは、当座は立ち入り調査程度のものと思つております。

○龜田得治君 どうもお答えがあまり明確ではありませんが、私の聞きたい要点は、土地を手放すのは反対だといつておる人がいふやうなわけですね。それらの問題が片づいて、初めて一括して米軍にこの管理権を移すべきものではないか、それが正當だ、といひますのは、その土地を放したくないといふ主張、それから放したくない人は、放したくない立場からいろいろな法律上の手段も講じていく権利はこれは持つておるわけなんです。最後にはど

うかがうわけがわかりません。政府側の方は、いやおれの方が勝つ、こう思つておるかも知れませんが、それは必ずしもそれは断定できない。だからそういう状態のときに、その部分だけを取りのけてはつちもさつちもいかぬような管理権の移動、米軍への……政府の手に持つておる程度はまだいいと思ひますが、その手元のものといふ若干調査等をするといふことはいいと思ひますが、それをこえて、米軍に管理権そのものを移して、そうしていろいろな施設を始める、こうなれば、残つておる土地が一つでも、これは實際上権利の侵害を受けてくるわけなんです、使用において、極端に言へば、全部四角い土地のうち、ま

ん中の一つだけはどうしてもがんばつておる、はたの方が全部移つてしまつて……。そういうことをすれば、事実米軍がこのまん中の土地の使用といふものを、これはだめにします。こ

れは私、がんばるのもやはり権利なんですから、そういう立場から言へば、やはり完全に片づいて、初めてこつたといふことで日本政府としては米軍に渡すべきものだ、こう考へておるのです。そこを聞いておるのです。

○政府委員(丸山信君) お説の通りであります。いわゆる管理権といふものを正式に引き渡すには、一団の土地全部済みましておつたのは、一部であつた先ほど申しましたのは、一部であつても、ボーリングその他のことをやらさしてもらいたい、こういう程度のものでつてはそれとさせる。土地所有者の同意を得まして、売買あるいは賃借のできました土地につきましては、その程度のことを便宜許すといふことでございます。

○吉田法晴君 貸し渡したものでありはこれは施設及び区域といふことに限りませうか。そうするとたとへば、治外法権ではありませうけれども、その中で起つた事件については、厳密に言へば、管理権を渡しておけば、日本の警察権等は及ばないといふことになるのではないでしようか、どうですか、その点の管理権という意味は……。

○政府委員(丸山信君) ですからそれは所定の手續によりまして全部を正式に引き渡したときから初めてさうな管理権になるものと思ひます。

○龜田得治君 そこを明確にしておきませんと、非常に妙な問題が起きてくるおそれがあるから私も聞いておるのです。また今起るおそれもあるのです。だから純粋に言いますと、その場合には管理権は日本政府がまだ持つておる。ただ若干あちらの便宜を

はかつて必要な仕事を少しさせる、こつたといふふうな解釈していいのかどうか……。

○政府委員(丸山信君) その通りでございます。

○龜田得治君 そういたしますと、その土地で日本人が入つて、あるいは間違つて入ることがあるかもしれないが、そういう場合に米軍が手出しをする、もし、した場合に、これは米軍が悪い、それはつきり言えますわ。

○政府委員(丸山信君) その通りでございます。

○龜田得治君 了承いたしました。その点は……。

○委員長(青木一男君) なるべく簡単に……。

○龜田得治君 ところが、これは私はこの前に労働大臣に一度聞いたことがあるのですが、どうもその後の処置が明確になつておらないのがある。それは板付基地におきまして、基地内に起きた窃盗事件ですね。その窃盗事件に關連してその基地の警備員、これは日本人です。駐留軍労働者、警備員が疑いをかけられた。そして午前一時から六時ごろまで非常な脅迫的な調べを受けた事件、これは労働大臣お聞きになつておると思ひます。それももちろん問題ですが、ところがその基地内に起きた窃盗事件だからといふので疑いをかけられた、これは井上ですか、井上といふ人の自宅にその翌日家宅捜査に出かけておるわけですね。これはあちらとしては、基地内の犯罪行為の延長だ、これくらい軽い氣持でやつておると思ひます。しかしこれがもう明らかに日本の捜査権を侵害しておるわけですね。これは関係法令を見たつて、

はつきりこういうことはできないことになっておる。そういう場合には必ず日本の警察官がやることになっておるわけでありまして、ところがそれをあえてしておるわけですね。ところがこれは幸い真犯人がその後出てきた。米人であつたのです。真犯人が出たから、京都事件みたいなもので、これは問題になっておる。真犯人が出ないと、どうもあいつはくさいから、ちよつと行き過ぎたけれども、基地外のその本人の家まで行って少し調べたのだというくらいでやむやみになってしまつておるわけですね。だから私は立川基地とか、そういう中間的に非常なところにおいては、こういう問題と類似の問題が発生するおそれがある。そこで今までに起きた板付基地の、これは典型的な一つの問題だと思ふのですが、これについて米軍がはつきり日本政府に陳謝したかどうか、この点を一つここで確かめておきたい、どうですか、労働大臣。

○国務大臣(倉石忠雄君) この前そのお話がございまして、そのことを調べようとして申しまして、報告を受けたと思ひます。きょうその係の者が参つておりませんから、次回にお答えいたします。

○亀田得治君 丸山さんの方は、これはどうなつたか知りませんか。

○政府委員(丸山信君) この件、たしか、私どもの役所が適当かどうかわかりませんが、一応話を承りましたので、空軍の司令部の方へその話をしまして、警告を発しておる。向うにおいて以後こういうことのないように注意する、という話であります。

○亀田得治君 こういう重大な問題を労働大臣に報告をせんで、あなたがそういう内部で警告を発したとおつしやるが、私はそれをそのまま受け取れぬですね。ほんとうに警告を発するのなら、これは日本のそういう全体としての司法権侵害の問題になるおそれがある問題ですからね。労働大臣等から、もつと大きな立場で警告をすべき問題だと思ふ。それから陳謝についても、何かあやまりがあつたようにおつしやるのですが、どうもそれもこそこそ何か済んだような感じを受けるのです。米軍のそれからそういう明確な陳謝を受けたか、その点を確かめておきたい。労働大臣、いづれ御報告があるものでしょうが、あなた今おつしやつたわけですか……。

○政府委員(丸山信君) 私はその話につきまして、実は労働担当の者にそのように指示しておきましたので、その実情をなお詳しく調査の上お答え申し上げます。

○亀田得治君 そうでしよう。そういう労働担当の者に話をし、それが何か合同委員会あたりでちよつと話し合つておるという程度のような感じしか受けない。あなた自身乗り出したわけではおられない。私はそういう軽い扱い方をされたい。私はそういうので、こういう問題は、われわれ国会の審議ではなかなかしつちやういふ問題を持つていてもその機会がない。だからもう一度質問をしなければ、そんな程度にしておくというようなことでは、これは憂慮すべき問題が起るんですよ。こういう問題が起きたときに、や

はり米軍の行き過ぎがあれば、それをきつと理論的に押さえておく、こうまあしてもらいたい。これは私労働大臣に特にお願いをしておきます。それからもう一つ……。

○委員長(青木一男君) 亀田君、時間が過ぎた……。

○亀田得治君 もう一つ聞きました。う。なかなかこういう問題で質疑することが、委員長、ないので、機会が。だからそういう機会には、一つ国会の調査権を大いに生かしてもらひ意味で若干ごしんぽう願ひたいと思ひます。

○委員長(青木一男君) 簡単に願ひます。

○亀田得治君 それからこれは先だつて……これも最近起きた問題です。伊丹基地の問題ですが、日本航空の大坂営業所に勤めておる岡田君という社員がおります。この人が従来日航の伊丹営業所に勤務してそこに出入りしておるわけですね。あつたに出入りする場合に米軍側の通行証を要するわけでございます。その通行証をもらつて勤務していたわけですね。ところが最近天皇の行幸ですね、関西の。そういうことがありまして、その際に、お歸りのときに伊丹から飛行機を使うということとで、それに関連していろいろな基地に勤めておるといいますか、基地に出入りする日航の社員の身元調べをやつたわけですね。ところが岡田君というのは、前に例の吹田事件というのがありました。そのときに一般の大衆にまぎれて吹田事件の一番もとである待兼山のお祭りですね、そこに見物に行つておつたわけですね。ところが見ておるうちにこれが歸れぬようになつてしまつたわけですね。そのときの状況で、ただそれだけなんです。ところがそこに見ていたということだけで警察と検察庁で調べを受けたことがあるのです。ところがそういうことを聞き出してきて、お前には偉い人が来るんだから通行証を与えておくわけにいかん、こういうことでこれを取り上げてしまつたわけですね。ところがこれが日航では問題になりまして、私も御相談を受けて、人の疑いというようないつどこでかけられるかわからない。調べを受けたというだけでそういう人の生活権を奪うようなことをやつてい

いとは言えない、断じて。私すぐ大阪の地検にこの話をいたしましたところ、それはなほだ気の毒だといふことで、この人は全然関係のない人だといふ証明を出してくれたわけですね。調べればたくさんあります。ああいう大衆的な一つの事件があつたという場合には……ところが日航の方ではそういう証明書が正式にあれば、これは当然米軍としては了解してくるだろうといふことで、大阪の営業所長が交渉しているのですが、それが返してもらえない、こういう状態です。これは何で社員というものは米軍の要員でも何でもないので、自分がちよつと疑いを持つて、そのことでその人の生活権を奪ふかのようなことをやる権利が一体あるのかどうか、これは駐留軍労働者の場合であればまた内部の規律がどうだとか、そういうことが言えるかもしれない、若干。全然関係がない人なんです。これは。そういう問題は、私は明らかに米軍がみずから持つておる日本と米軍との間で約束し

た権限以上のことをやつておる、こう思ふのですが、労働大臣どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私からお答えいたしますよりは担当の閣僚の方にお尋ね下さる方がよいと思ひます。

○亀田得治君 なるほど。こういう問題の所管はどこになるのか、ちよつと明確でないかもしれません。それほど実は腑に落ちないことを強引にやられておるわけですね。こういう、一体米軍がわがままのことをやつて反省をしないという場合には、政府としてはどの方が一体衝に當つて米軍の反省を促すといふことになるのでしょうか。これはこの前板付基地で日本側の労働者が勝訴の判決をとつた事件がある。日本側の裁判所が労働者に勝訴の判決を与えておるのに、なおかつ片づかないといふ問題があつたときにも、所管があまりはつきりしないのです。〔「法務委員会やれ」と呼ぶ者あり〕非常に困つた。法務委員会でもやつても、それは少し問題が違ふといふことで逃げられる。〔「人権擁護だ」と呼ぶ者あり〕そういう意味で私はこの基地に関連したいろいろな逸脱行為です、こういう例があつた場合に、政府としてはどこでどういふふう処置されるのか、その所管が明確になれば私どもの方に持ち込みたいと思ひます。所管の点はいろいろふりにお考えでしょうか。〔「アメリカの要望だけ聞かんで、日本人の要望を取り次ぎなさい、関係会議は」と呼ぶ者あり〕駐留軍労働者なら労働大臣直接とかね、直接雇用なら調達庁へ持つていくとかできるのですが、これは全然別個になるわけですね、こういう場合はどこですか。

○委員長(青木一男君) 倉石國務大臣は自分の所管でないと言われるから、この問題はなお研究されたらどうですか。

○龜田得治君 これはやはり所管でないといいますが、やっぱりあなたとか、やつぱりあなたが一番近いのじゃないかと思うのです。(笑)あなたが所管でないといふと逃げられると……やつぱり一番近いのじゃないかと思うので言っておるので、それじゃそういう問題はどいういうところで扱つたらいいのか、考案方を示してもらわないと国民が宙に迷つてしまいます。(船田さん御存じありませんか「防衛庁長官はどうですか」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(船田中君) どうも責任をもつてお答えするだけの自信を私持っておりませんが、やはり渉外事項として外務省の所管ではないかと思ひます。

○龜田得治君 外務省なんて腰が弱くてだめですよ。(笑)

○吉田法晴君 労働大臣、あなた先はど関係閣僚会議を作つたのは、基地に關連するいろいろな問題を、今のようなどにかく所管のわからないような問題もあるし、各省にわたる問題もあるから、閣僚会議を作つたのじゃないですか。そんならそこでおやりなさい、向うからの要請だけをやるなら、さつきも質問が出ていたけれども、アメリカの政府なら別問題、日本の国民の政府なら、日本の国民の権利を擁護するための、あるいは生活を擁護するための問題をやはりそこでやらなければならぬ。一つ労働大臣、先ほどの答弁の趣旨に従つて、閣僚会議で御検討を

願うと、検討をするという御言明がいただけませんか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 聞いてみましょう。(笑)

○龜田得治君 それでは私の方でもしこの問題が片づかなければ、私どももこれは絶対に腑に落ちない。それから大阪の検察庁でも、原因をちゃんとこいうふうに取り除いて証明すれば、当然これは戻るものだ、これは常識的に考えておる。だからあくまでもこれは一人の人の問題であるからしめぬが、とにかく日本人がばかにされておる。そういう問題として閣僚懇談会なり内閣に直接これは持ち込みますから、あなたが一番近い担当大臣としてこれは善処してもらいたいと思ひます。

○吉田法晴君 先ほど不動産部長から答弁するということでしたけれども、答弁されておらないが、御答弁を願います。この前林田一の事件、それから先ほど来調達庁次長から御説明がございまして、米軍の引揚と關連する施設の返還経過、それからこれはあるいは自衛隊の方、防衛庁の方かもしませんが、陸海空軍の演習場、射撃場、航空基地の一つ一つについてどうするといふ予定がある……私は今諦み上げてよろしいのですが、たとえば秋吉はさき出ましたが、出水、それから新田原、それから四国の松山、板野、それから滋賀の養父、それから茨城の百里ヶ浜、それから神ノ池等は別に問題にして参りましたが、これは返還の点は神町、自衛隊云々の地方総監部を前に誘致するという運動があるかのごとき、それから筑波、それからこれは返還ですが三保、それから内

灘についても返還をしてもらいたい、継続使用をしてももらいたい云々と両方にまたがってありますが、それらの点について一応御説明を願つて、詳細はここで御答弁を願えなければ、文書でも願わなければなりません、口頭でもできるだけの部分を……。

○委員長(青木一男君) どうでしょう。時間もまだふ経過をしておりますから、資料として出していただいたらどうでしょうか。

○吉田法晴君 それではこちらからあとからメモを差し上げますから、資料でお願いします。

二つだけ簡単に質問しておきたいと思ひます。(「時間過ぎておるじやないか」「常識々々」と呼ぶ者あり)常識でやりますか……けさの新聞に出ておりました群馬県と群馬ケ原で使われた米軍の特殊ガスというのは、これはどういふガスなのか、これは毒ガスであるように新聞記事の面では見えますが、これについて調達庁から一応御答弁を願つておきたい。

それから板付の基地内の土地について訴訟で争つておられますから、契約が有効であるという御主張のようであるが、なお事業認定の申請をするかのようなことが報ぜられておりますので、そうすると契約が有効であるといふのと事業認定の申請といふのは矛盾すると思ひますが、その点について所見を、その二つだけ簡単に御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(丸山信君) 群馬県相馬ケ原のガスの件は、実はただいま実情をよく存じておりませんので、調査の上お答えさせていただきますと思ひます。

それから板付の件の収用の問題であります。これは契約が有効なりと考へて訴訟を、控訴しておりますが、しかこれに對して、いや、無効であるといふ御主張、また一審の判決の事情もございしますことも事実でございします。ので、その辺が不安定な対策上の問題になつておりますので、これを安定せしめるためには、やはり公法上の使用権を設定すべきものではないかと現在考へております。

○堀眞琴君 ただ一点だけ、非常に簡単なことですが、これは確かに砂川の飛行場の今後の措置なんです。砂川の飛行場の今後の措置なんです。お聞きしたいのは、先ほど労働大臣は、前任者から引き継ぐときに、アメリカの六月の会計年度までにこれを完成したいと、こいういふことだ。現在ではできただけ早い機会にこれを解決したい、こいういふお話を、新聞に出ておりました、十月までに完成したいといふことは御否定になつたように先ほどちよつと伺つたんでありますが、その点と、それから収用委員会の方へいよいよかけられることになるのだからと思ひますが、その点に關して吉田君の質問に對して、何かその辺きわめて明瞭を欠いておつたので、それをかけるのか、かけないのか、いよいよ反対派の方が土地を提供することに対して同意を与えないといふことになつた場合、政府としてはどういふ態度をとられるか、その点お尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 十月までといふふうなことを私は申ししたことはいまありません、一日も早くやりたいといふことではございします。

○堀眞琴君 六月までといふのはどういふことですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 六月までといふのは当初の目標です。(吉田法晴君「理由がわからん」と述ぶ)それが六月までにできるかどうかといふことについては、今しつかりきまつておりません。

そこで砂川の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、二週間の期限は切れておりますが、なお話し合いの余地があると思ひますので、目下鋭意お話を続行中でありまして、どうしてもやむを得ないといふときには、もう一度検討して、法的措置をとらなければならぬと思ひますが、今のところまだ見込みを捨てないで、継続中ではございします。

○堀眞琴君 大体その時期はどのくらいに見積つておられますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) まあ今月の終りころまではなお努力を続けてみたいと思つております。

○委員長(青木一男君) それではこの問題はこの程度にして、国防會議の法案の質疑に戻ります。

○田畑金光君 ちよつと懇談を……。

○委員長(青木一男君) 速記停止。

〔速記中止〕

○委員長(青木一男君) それでは速記開始。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前十時より開会いたします。

午後四時二十四分散会

昭和三十一年五月二十四日印刷

昭和三十一年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局